

第4次 中津川市人権施策 推進指針

2026（令和8）年度



2030（令和12）年度



令和8年3月
中津川市

はじめに

中津川市では、人権に関する総合的な取り組みを推進するために、2010（平成 22）年に「中津川市人権施策推進指針」を策定し、2016（平成 28）年に第 2 次改正、2021（令和 3）年に第 3 次改正を行い、基本理念である「人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、人権を大切にすまち」の実現を目指して、様々な施策を展開してまいりました。



近年、人権問題は複雑化、多様化しており、いじめや職場でのハラスメント、スマートフォンの普及や様々な SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用拡大に伴うインターネット上での誹謗中傷、そして性的指向や性自認を理由とする偏見・差別など、解消に向けて取り組むべき課題が顕在化しています。これらの社会情勢や市民意識調査の結果を踏まえ、これまでの基本的な取り組みを見直し、「第 4 次中津川市人権施策推進指針」を策定いたしました。

この新たな指針に基づき、関係機関等と連携し、引き続き人権に関する各種施策を積極的に推進していきます。

結びに、本指針の策定にあたり、多大なるご尽力をいただきました人権施策推進指針策定検討会の人権擁護委員及び保護司の皆さまをはじめ、市民意識調査にご協力いただきました皆さまに深く感謝申し上げます。

今後とも、人権に関する各種施策の推進に対し、皆さまのさらなるご支援とご協力をお願い申し上げます。

2026（令和 8）年 3 月

中津川市長 **小栗 仁志**

目次

第1章 基本的な考え方

- p 1 1 指針改定の背景
- p 4 2 指針改定の趣旨
- p 4 3 基本理念
- p 5 4 指針の位置付け
- p 5 5 指針の推進期間

第2章 施策の方向性

- p 6 1 基本的な方向
- p 7 2 人権施策の推進における課題と方向性
 - p 7 (1) 人権教育
 - p 11 (2) 人権啓発
 - p 15 (3) 人材育成
- p 19 3 分野別施策における課題と方向性
 - p 19 (1) 男女共同参画
 - p 23 (2) こどもの人権
 - p 29 (3) 高齢者の人権
 - p 34 (4) 障がいのある人の人権
 - p 38 (5) 同和問題（部落差別）
 - p 42 (6) 国内に暮らす外国の人たちの人権
 - p 46 (7) 感染症患者等の人権
 - p 48 (8) 刑を終えて出所した人の人権
 - p 50 (9) 犯罪被害者とその家族の人権
 - p 52 (10) インターネットによる人権問題
 - p 54 (11) 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別
 - p 57 (12) 災害に伴う人権
 - p 59 (13) その他

p 63 **第3章** 施策の推進にあたって

p 63 1 施策の推進体制

p 63 2 計画の進行管理

p 64 **資料編**

p 64 1 人権をめぐる動き

p 72 2 関連法規等

p 80 3 用語解説

第1章

基本的な考え方

1 指針改定の背景

(1) 人権に関する国際的な動向

1948（昭和23）年12月、国連総会（以下、「国連」という。）では、すべての国家とすべての人類が達成すべき人権についての共通の基準として「世界人権宣言」が採択されました。同宣言の第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と人権の本質が明記されています。また1966（昭和41）年には法的拘束力を持つ「国際人権規約」が採択されました。

1993（平成5）年の国連主催世界人権会議では、「すべての国家が、すべての人権と基本的自由を普遍的に尊重し保護する義務があること」が改めて確認されました。

国連は社会的に弱い立場にある人の権利擁護を進めるため、1965（昭和40）年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）をはじめ、1979（昭和54）年の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）、1989（平成元）年の「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）、2006（平成18）年の「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）等、人権保障のための各種条約を採択してきました。

第49回国連総会においては、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年」と決議し、「人権という普遍的文化」の構築に向けて、あらゆる国や地域での人権に関する教育啓発活動への積極的な取り組みを各国へ要請しました。

さらに2015（平成27）年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030（令和12）年までに全世界が達成すべき行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。このアジェンダは「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を実現する」ことを宣言しており、今後一層の人権尊重に対する意識の高まりとそれに伴う行動が求められています。

(2) 国の取り組み

国際的な人権意識の高まりとともに、国連で人権関連諸条約が採択される中、日本はこれらの諸条約を批准し、1994（平成6）年の「人権教育のための国連10年」の国連決議を受けて、1997（平成9）年に「国内行動計画」を策定しました。2000（平成12）年の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）施行を経て、同法に基づき、2002（平成14）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

日本国憲法に定められた基本的人権を具体的に保障するため、国は長年にわたって個別分野の人権に関する法整備に取り組んでおり、近年では2023（令和5）年に「こども基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（LGBT理解増進法）、2024（令和6）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（女性支援新法）を施行しました。

その一方で、近年は性的マイノリティを理由とする偏見や差別、ヘイトスピーチ、ハラメント、インターネット上の誹謗中傷など、これらの解消に向けて取り組むべきさまざまな人権問題が生じています。

人権問題は今日、多様化・複雑化の一途をたどっており、東日本大震災や新型コロナウイルス感染症など大規模な自然災害や感染症の世界的大流行といった抗うことが難しい経験は、少なくとも国民の人権問題に対する意識に影響を与えていると見られるため、改めて人権について自分自身の問題として取り組むことや、みんなの努力でなくしていく意識が高まるようにしなければなりません。

従来の人権問題に関する人権擁護の取り組みが進展する一方で、近年は新たな人権問題が生じており、その都度、個別的な対処が講じられるといった状況が続いています。

人権を取り巻く環境の変化に伴って国民の意識も変化している中、多様化・複雑化する人権問題に対応しながら、人権施策を推進していくことが求められています。



(3) 県の動向

岐阜県では、人権施策について総合的かつ効果的に推進することを目的として、1998（平成10）年に庁内の人権関係部局が連携・協力する「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を設置しました。2000（平成12）年には、人権尊重意識を広く県民に普及し、さまざまな人権に関する問題への取り組みを推進するため「岐阜県人権啓発センター」が設置されました。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に基づき、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画等で示された基本的考え方を踏まえて、2003（平成15）年に「岐阜県人権施策推進指針」が策定されました。

2005（平成17）年には、これまでの「岐阜県人権啓発活動連絡協議会」を改組・拡充し、県民を代表する有識者などで構成する「岐阜県人権懇話会」を設置し、岐阜県の人権課題全般について総合的に審議する機関として人権施策を推進しています。

2008（平成20）年、DVや子どもへの虐待、学校等でのいじめ、インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に対応するため「第1次岐阜県人権施策推進指針」が策定され、2013（平成25）年に「第2次岐阜県人権施策推進指針」、2018（平成30）年に「第3次岐阜県人権施策推進指針」として改定が行われました。2023（令和5）年には「第4次岐阜県人権施策推進指針」としてこれまでの指針を継承・発展させて改定が行われ、「一人ひとりの人権が尊重される社会を目指して」をテーマとした、3つの重点対策（①「よく生き合う力」をはぐくむことができる人権教育・人権啓発の推進、②市町村の人権教育・人権啓発推進に向けた指針に基づく取り組みの支援、③人権問題の早期発見、迅速な対応、持続的な取り組み、不断・普段の検証）を定めています。

岐阜県が進める人権教育・啓発について、その現状と課題および具体的施策の方向性を明らかにし、人権尊重の意識を高めるための人権教育および人権啓発の総合的な取り組みが行われています。

2 指針改定の趣旨

本市では、さまざまな人権問題に対応した人権施策を推進していくために、これまでの基本的な取り組みの見直しを行い、2021（令和3）年から2025（令和7）年までの「第3次中津川市人権施策推進指針」を改定し、市民一人ひとりが人としての基本的人権が尊重される社会の形成に向けて、お互いの違いを理解し認め合い、尊重しあう人権意識の高揚や、学校教育や社会教育などさまざまな場における総合的、体系的な人権啓発・教育活動の推進や人権相談体制の充実に努めてきました。しかし、社会構造の複雑多様化に伴い、人権問題も複雑多様化しています。急速な情報通信技術の進展や外国人の入国者数の増加等による情報化や国際化、さらには少子化や高齢化等により社会が急激な変化にさらされる中、インターネット上の人権侵害、外国人の人権問題、こどもの人権問題、障がいのある人や高齢者の人権問題、性的少数者に対する差別等が問題となっています。

このような社会背景や、国・県の動向を踏まえ、本市でも多様化・複雑化する人権問題に対応し、総合的かつ効果的に人権施策を推進するため、これまでの第3次改定版を継承・発展させて2026（令和8）年から2030（令和12）年までの「第4次中津川市人権施策推進指針」を策定することとしました。

3 基本理念

「第3次中津川市人権施策推進指針」では、こどもから高齢者に至るまでの市民一人ひとりが家庭をはじめ地域社会、職場、学校など、生活のあらゆる場において、人権問題に気づき、人権感覚を養い、その解決に向けた知識、スキル（技能）を身につけ、日常生活において実践し、豊かな人権文化に満ちた「人権を尊重するまちづくり」を目指し、その実現に向けた施策を推進してきました。

これまでの基本的な考え方を踏まえるとともに、「中津川市総合計画」基本構想の都市像である「WONDERFUL WOODs～ワクワクする森 なかつがわ～」の実現に向けて『人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、人権を大切にすまち』を基本理念とし、市民一人ひとりが人としての基本的人権が尊重される社会の形成に向けて、お互いを理解し認め合い、尊重しあう人権意識の高揚のための啓発活動や人権教育を行います。

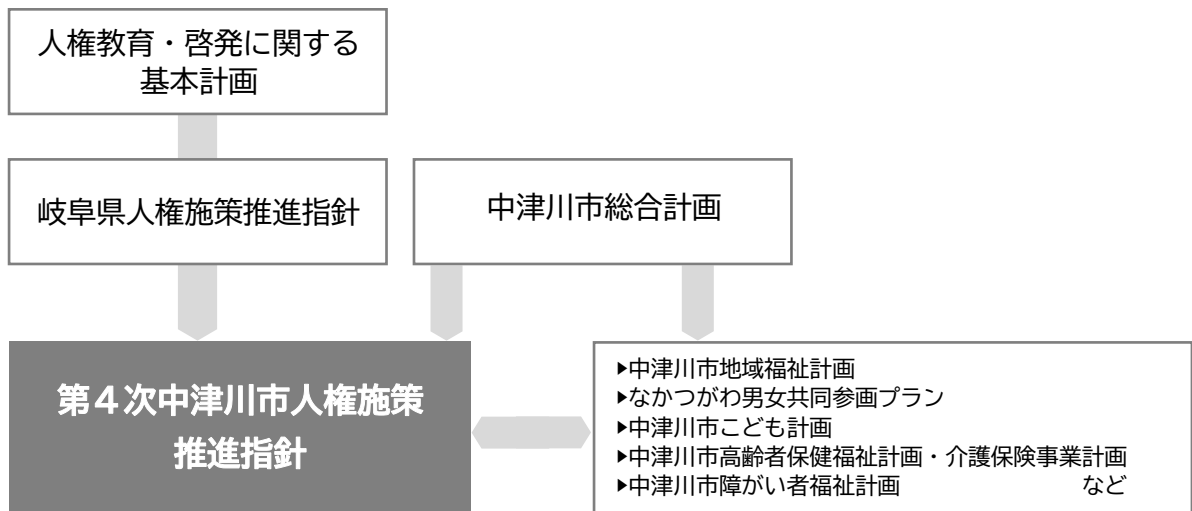
**人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、
人権を大切にすまち**



4 指針の位置付け

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条の規定に基づき、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および「岐阜県人権施策推進指針」との整合を図り、中津川市総合計画および各分野の個別計画との整合および連携をとりながら、人権施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

第4次中津川市人権施策推進指針の位置づけ



5 指針の推進期間

指針の推進期間は、第3次指針と同様に5年間とし、2026（令和8）年度を初年度として、2030（令和12）年度までとします。また、推進期間内でも、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直すものとします。

2023年度 (令和5年)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
岐阜県人権施策推進指針<第4次>					岐阜県人権施策推進指針<第5次>		
第3次中津川市人権施策推進指針			第4次中津川市人権施策推進指針				

第2章 施策の方向性

1 基本的な方向

この指針は、以下の4つの基本的な方向に沿って人権施策を推進することによって、基本理念である「人権に対する意識を高め、お互いを尊重し、人権を大切にすまち」の実現を図ります。

(1) 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる 活気のある地域社会

市民一人ひとりが人権問題に関心をもち、人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、「いのち」の尊さが大切にされ、人間としての尊厳が尊重されるとともに個人の個性や能力が発揮できる、活気のある地域社会づくりに努めます。

(2) 誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる地域社会

性別や年齢、障がい、社会的身分、民族、国籍にかかわらず、誰もが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会づくりに努めます。

(3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる 地域社会

異なる文化や歴史、生活習慣にふれあう中で、お互いの違いや多様性を理解し合い、さまざまな市民とともに生活し、ともに地域を支え合う豊かで活力ある地域社会づくりに努めます。

(4) 市民、企業、行政等がともに取り組む人権尊重の地域社会

すべての市民が、人権に関する基本的な知識や考え方を習得し、人権尊重の理念が日常生活で実践できるよう、人権意識の高揚を図るまちづくりに努めます。また、人権に関する問題を、社会全体として取り組み、市民はもとより自治会、学校、企業、公共的団体、NPOなどとの連携・協働を通じて、行政と市民、団体、企業等が相互に支援し合いながら、人権尊重の地域社会づくりに努めます。

2 人権施策の推進における課題と方向性

(1) 人権教育

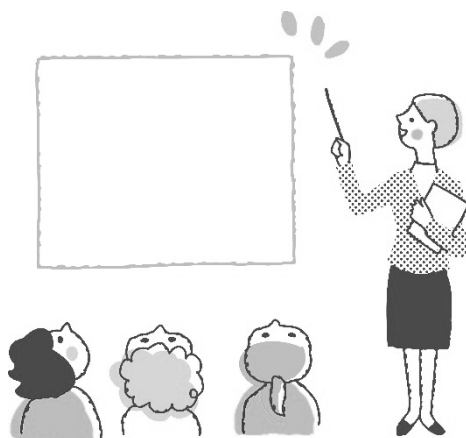
現状および課題

国では、「人権教育・啓発推進法」および「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、学校教育における人権教育に関する指導方法等について検討を行い、2008（平成20）年「第3次とりまとめ」を公表しました。また、道徳教育の一層の充実を図るため、2018（平成30）年度から小学校、2019（令和元）年度から中学校において「特別の教科 道徳」を全面实施しています。2025（令和7）年には、「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」が閣議決定され、特に、国際化に伴う外国人の人権に関する問題、情報化に伴うインターネット上の人権問題等を視野に入れた取り組みを推進しています。

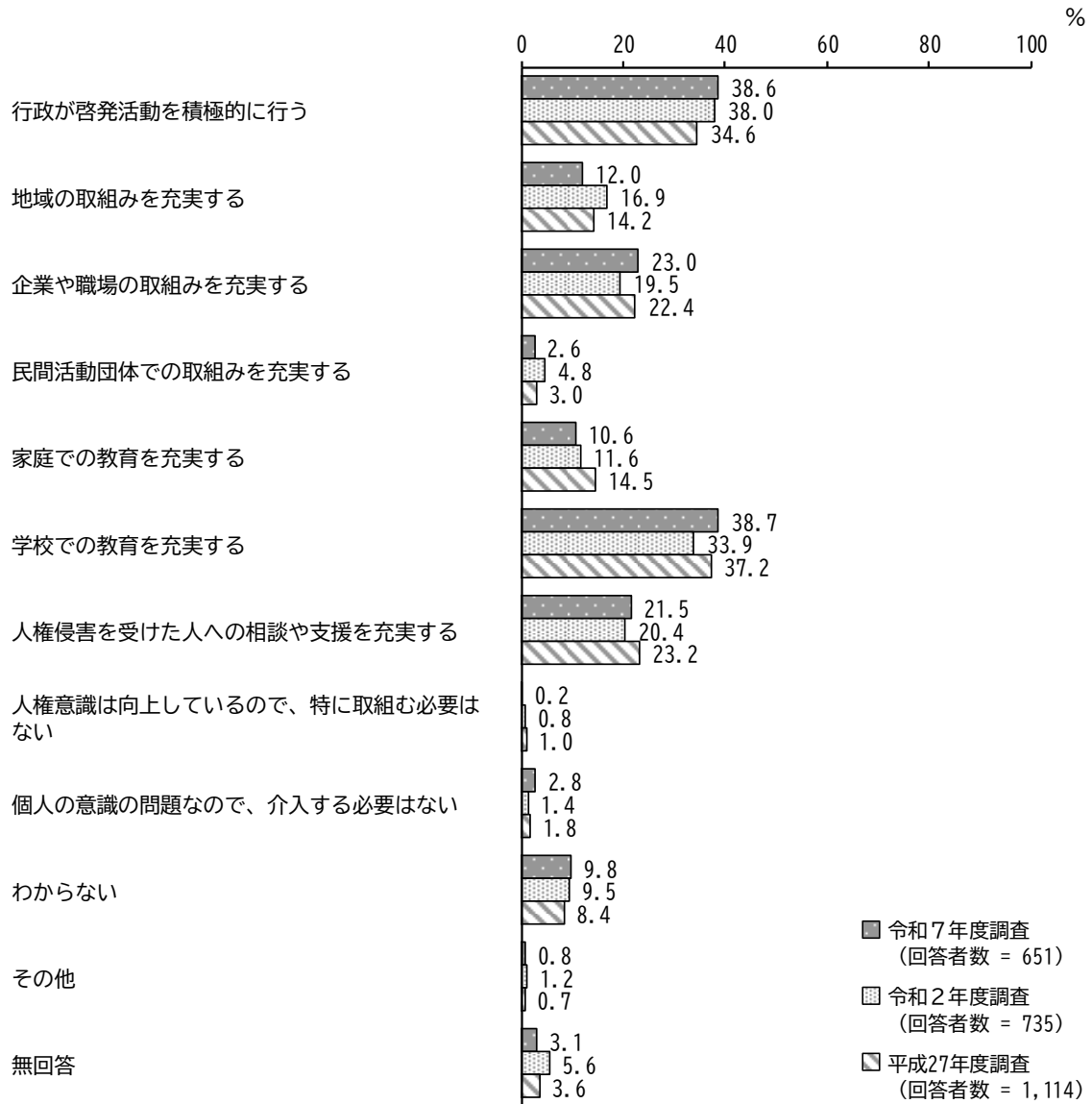
本市においても、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、あらゆる分野において、さまざまな機会を通じて、人権教育に取り組んでいます。しかし、人間としての尊厳や人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が十分定着していないことなどにより、依然としてさまざまな人権問題が生じています。

市民意識調査の結果では、人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために、特に今後どのような取り組みを行えばよいと思うかについて、「学校での教育を充実する」の割合が38.7%と最も高く、次いで「行政が啓発活動を積極的に行う」の割合が38.6%、「企業や職場の取組みを充実する」の割合が23.0%となっています。また、市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために、特に心がけたり行動すべきことはどのようなことだと思うかについては、「人権に対する正しい知識を身につけること」の割合が65.0%と最も高く、次いで「自分の権利ばかりでなく、他人の権利を尊重すること」の割合が54.4%、「因習や誤った固定観念にとらわれないこと」の割合が47.9%となっており、人権意識の向上に向けて、特に学校における人権教育を充実していくことが求められています。学校教育では、こどもの成長過程に応じた教育を実施するとともに、教育を担う指導者の育成にも努めていく必要があります。

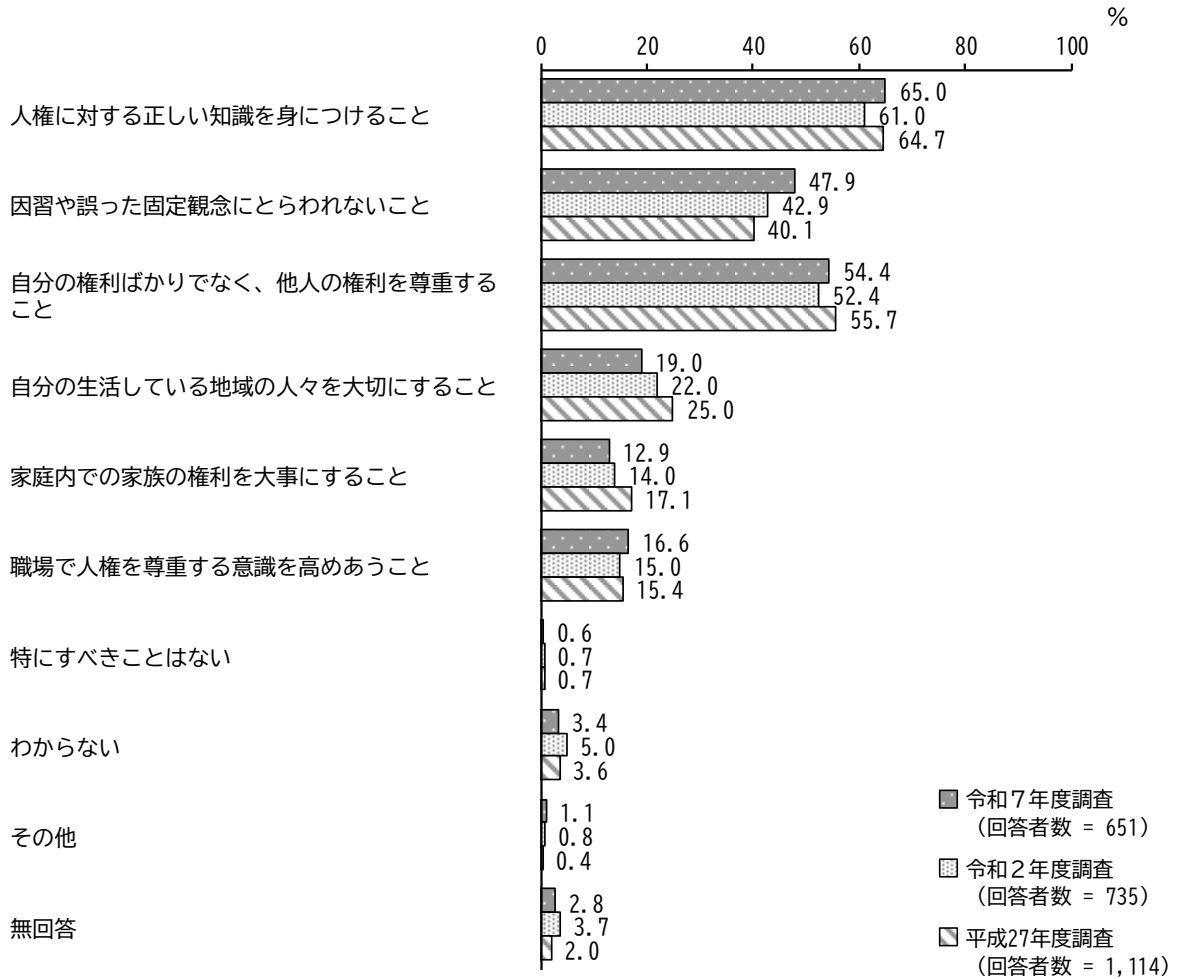
さらに、市民の人権意識を高めるため、社会教育においても、人権に関する学習の機会の充実を図り、市民の人権に対する知識の向上ならびに固定観念の打破に努めていくことが重要です。



人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために、
特に今後どのような取り組みを行えばよいと思うかについて



市民一人ひとりが、人権を尊重しあうために、特に心がけたり
行動すべきことはどのようなことだと思うかについて



施策の方向性

① 就学前教育・学校教育における人権教育・保育の推進

○ こどもの成長に応じた人権尊重意識を高めるための教育の充実

ア. 幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校における「ひびきあいの日」を実施するなど、人間の尊厳を基本としながら、自己肯定感、自尊感情や豊かな感性を育て、多世代交流により他者とのかかわりを通じて自分を見つめ、違いを認め合い、相手を大切にしながら、ともに生きることなど人権問題を学ぶための基礎となる力を育てます。

イ. 同和問題をはじめ高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権問題についての正しい理解・認識を培い、人権尊重の実践的態度を育成するため、学校・園における人権教育・保育を推進します。

ウ. いじめについては、こどもたちの状況把握やSOSのサインを見逃さないよう取り組みます。また、こどもたちが安心して相談できる環境の確保に努めるとともに、こどもたち自身がいじめは許されない行為なのだという認識を持つよう取り組みま

す。さらに、職員研修の充実を図り、こどもの何気ない表情や仕草からSOSを早期に察知する感受性を高めます。

○ 人権教育推進のための保育士・教職員の指導力の向上

- ア. 各園・学校が人権の視点に立った保育・教育指導や学校運営に努めるとともに、研修などを通じて保育士・教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。
- イ. 保育士・教職員自身がこどもの人権を侵害することのないよう指導・対応を図ります。また、こどもへの指導を研究する時間の確保を検討しつつ、指導力向上に努めます。

② 社会教育における人権教育の推進

○ 人権に関する多様な学習機会の提供

- ア. 東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会と連携し、講演会の開催など学習機会を提供します。
- イ. 差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりを進めていくため、多様な社会生活の場での学習機会の工夫と充実を図り、高齢者やこどもだけではなく、幅広い世代の人々が参加し、教育・啓発活動を推進していくリーダーの育成に努めます。
- ウ. 障がい者、同和地区、外国人などを含めたあらゆる人々と交流することによりお互いを理解し、認め合うことで心理的差別を解消することができるため、社会教育関係団体などの活動の活性化を図り、人権尊重の精神に貫かれた住みよいまちづくりに努めます。

○ 社会教育活動を通じた家庭教育の支援

- ア. すべての教育の出発点は家庭であり、豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など、人間形成の基礎を育む重要な役割が家庭教育にあります。保護者自身が偏見を持たず差別しないことなど、日常生活を通じて自らの姿を持ってこどもに示していくことが重要であることから、保護者自身の人権感覚を育てる学習機会の充実や情報提供に努め、家庭教育への支援を図ります。また、「ワークライフバランスセミナー」や「子育てマイスター養成講座」、「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム」などの講座を開催し、働く親に子育ての意識を高めてもらうとともに、多くの企業に家庭教育の大切さへの理解を促します。

○ 人権教育推進のための指導者の養成

- ア. すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない住みよいまちづくりを進めていくため、社会実態に応じた学習機会の工夫と充実を図り、人権教育・啓発活動を推進する指導者の養成に努めます。また、事業所向けのワークライフバランスセミナーの周知を図り、受講企業の拡大を目指します。

(2) 人権啓発

現状および課題

人権啓発とは、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的に行われる研修、情報提供、広報活動等の中から人権教育を除いたものであり、一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、他人の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることです。具体的には、人権に関わる法令などの基本的な知識の習得を図る啓発、それぞれの分野の人権課題について認識を深める啓発、生命の尊さ・大切さを真に実感できるような啓発、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、尊重しあうことが大切であることを訴えかける啓発などがあります。

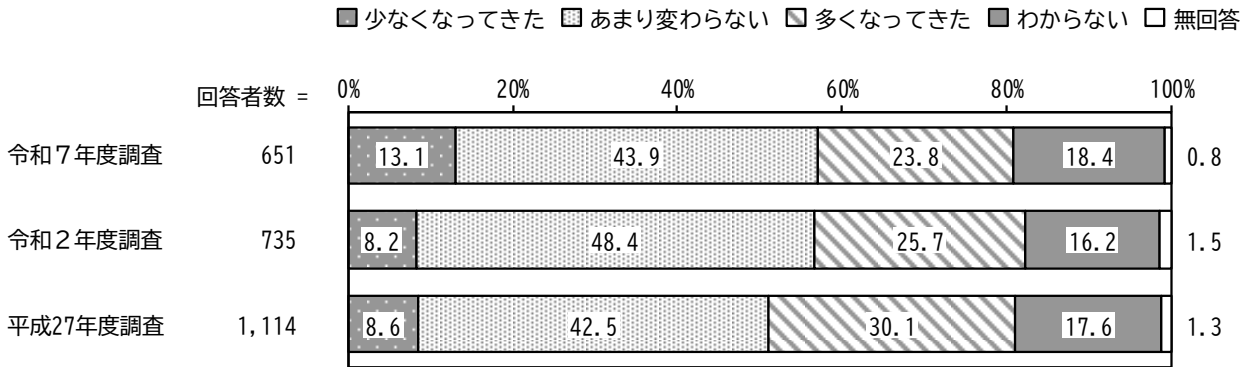
国際目標である持続可能な開発目標（SDGs）において、人権が17の目標の多くに関連する分野として位置づけられています。国でも、2016（平成28）年に「SDGs推進本部」を設置し、同年には今後の日本の取り組みの指針となる「SDGs実施指針」を決定しており、ビジョンとして、人権を保護しジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメントを進めることとしています。

また、「令和6年度人権教育及び人権啓発施策」（人権教育・啓発白書）では、女性・子ども・高齢者・障がいのある人・部落差別・アイヌの人々・外国人・ハンセン病・インターネット上の人権・性的マイノリティの人権等さまざまな観点に基づく国の取り組みが報告されています。

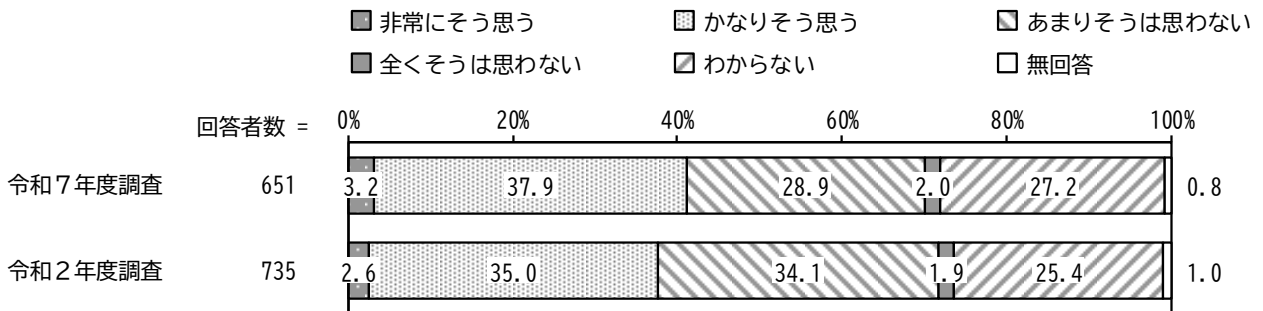
市民意識調査結果では、人権侵害への感じ方について、「少なくなってきた」と回答した割合が13.1%となっており、一人ひとりの人権は守られていると思いますかについて「非常にそう思う」「かなりそう思う」を合わせた“そう思う”と回答した割合が41.1%と令和2年度調査以降増加しており、取り組みの成果がみられる状況となっています。しかしながら、市民一人ひとりの人権意識は5年前に比べて高くなっていると思いますかについて、「あまりそうは思わない」「全くそうは思わない」を合わせた“そう思わない”と回答した割合が38.9%となっていること、また、これまでに受けた人権侵害について、「事実と異なる噂や他人からの悪口、陰口」の割合が32.0%、「職場での嫌がらせや差別・パワーハラスメント」の割合が27.5%、「学校や地域等でのいじめ、虐待」の割合が19.2%となっており、平成27年度調査以降、多くの項目で増加傾向にあることなど、解決すべき課題がみられることも事実です。

人権問題は、偏見や誤解、理解不足や無関心など、人権意識や人権感覚の不足が原因となっている場合が多くあるため、引き続き、啓発活動を通じて、市民の人権意識を高めていくことが重要です。

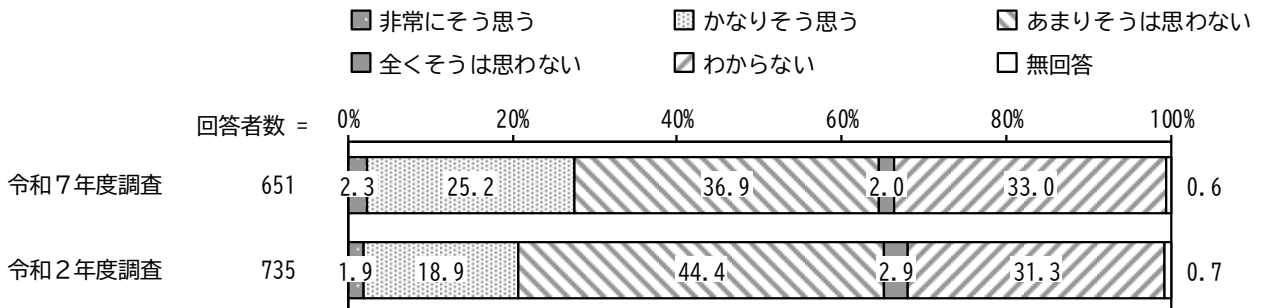
この5年から6年の間における人権侵害への感じ方について



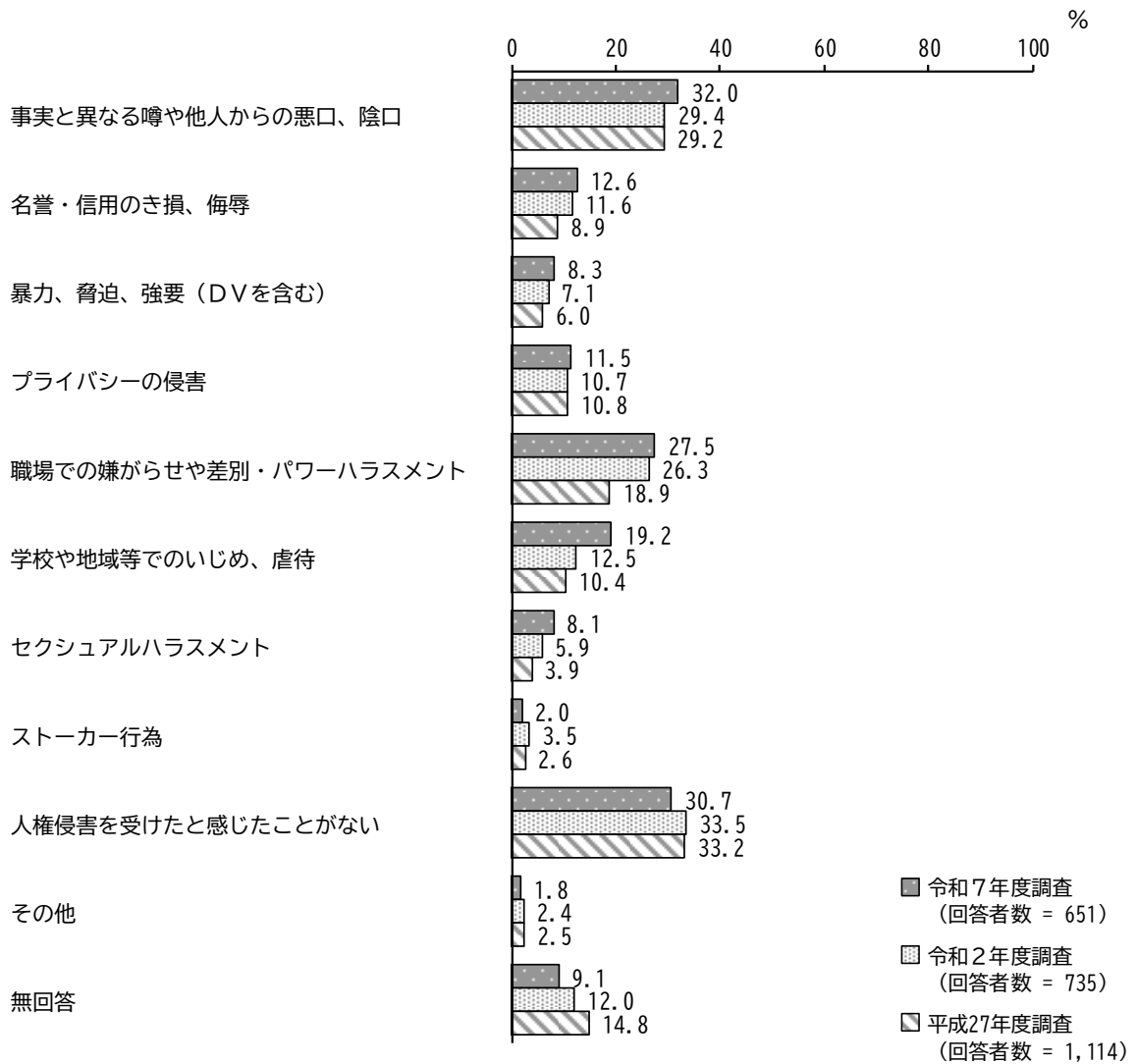
一人ひとりの人権は守られていると思いますかについて



市民一人ひとりの人権意識は5年前に比べて高くなっていると思いますかについて



これまでに受けた人権侵害について



施策の方向性

① 市民への啓発

○ 各種情報媒体を活用した啓発

ア. 人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、広報やホームページ、『「誰か」のことじゃない。』などの資料をはじめ、各種媒体を活用し、市民に対して人権啓発を推進します。また12月の人権週間に合わせて啓発資料を作成・配布するとともに、広報紙を活用した啓発活動を継続的に実施します。

○ 講演会・講座などによる啓発

ア. 東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会と連携し、人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる講演会・映画会やパネル展示、講座などの開催を推進します。

② 企業などへの啓発

○ 企業・事業所に対する啓発の推進

ア. 地域や社会へ大きな影響力を持つ企業等においては、人権が尊重される職場づくりや、人権尊重の視点に立った企業活動を行う意味から、計画的・継続的に事業主や公正採用選考人権啓発推進員などに対し、ハローワーク等の関係機関と連携し、研修会などへの参加を促進します。また、商工会議所・商工会等を通じてパンフレット等を配布し、企業や事業所へ人権問題や、国・県の施策の周知・啓発を図ります。

イ. 企業等における人材の採用にあたっては、個人の能力と適性に基づく公正な採用選考の確立を図るため、ハローワークやワーカーサポートセンター等と連携し、周知徹底に努めます。

ウ. 職場のパワーハラスメントの防止に向けて、職場内の情報媒体や会合などあらゆる機会を通じて従業員に対する周知・啓発を促進します。また、企業に対して、国・県の施策を周知し、パワーハラスメントの防止の取り組みを推進します。

○ 啓発資料の配布・情報提供

ア. 企業などにおける人権に対する啓発・研修に関する資料提供や、講師紹介など積極的な支援に努めます。

(3) 人材育成

現状および課題

人権教育や啓発を通じて市民の人権意識の高揚を図るためには、まず人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員など）が自らの人権意識を高め、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行していくことが重要です。

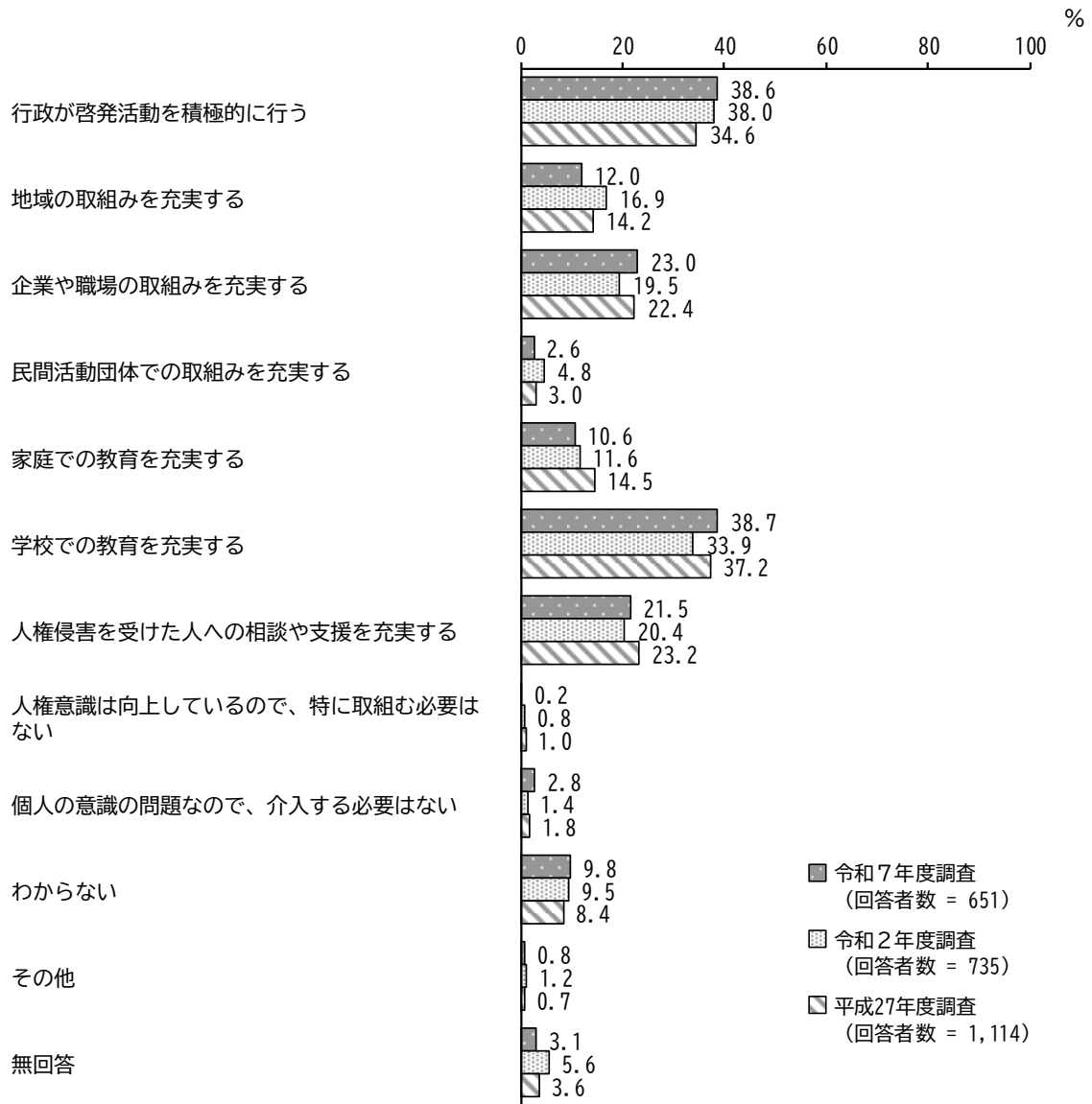
市民意識調査結果では、人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために、特に今後どのような取り組みを行えばよいと思うかについて、「学校での教育を充実する」の割合が38.7%と最も高く、次いで「行政が啓発活動を積極的に行う」の割合が38.6%、「企業や職場の取組みを充実する」の割合が23.0%、「人権侵害を受けた人への相談や支援を充実する」が21.5%となっており、人権侵害に対する相談や救済について必要なことについては、「人権侵害された際の適切な相談機関・窓口を広く周知する」の割合が46.4%と最も高く、次いで「人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う」の割合が36.9%、「相談員の資質向上や相談時間の拡大など、現在ある制度を充実する」の割合が28.3%となっています。特に、「人権を擁護するための法制度を整備し、実効性のある救済を行う」は平成27年度調査以降割合が増加しています。

人権問題に対する適切な対応を行うためにも、法制度や相談等に関わる可能性のある人材に対して、研修等による適切な教育を行っていくことが重要となります。また、職員研修内容についても適宜、内容を精査していく必要があります。

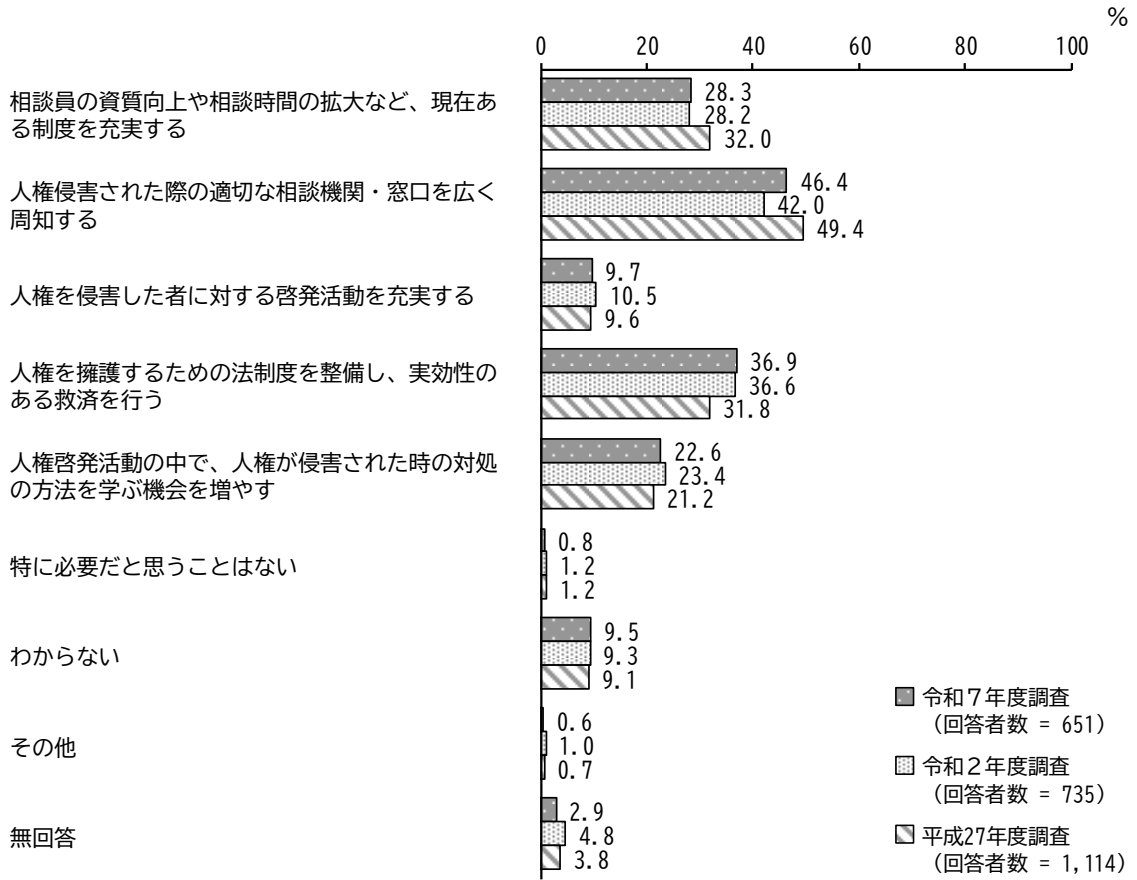
近年、人権に関わりの深い個人情報保護に注目が集まっています。市民意識調査結果でも、個人のプライバシーに関してどのような場合に、特にプライバシーが守られていないと感じますかについて、「知らない企業等からダイレクトメールが届いたり、訪問や電話による勧誘を受けること」が73.1%と最も高く、次いで「民間企業や名簿業者などにより自分に関する情報が知らないうちに集められ、管理されること」が41.3%となっています。個人情報の保護は市民の人権を守ることと強いかかわりを持つため、個人情報に関わる可能性のある人材において、適切な取り扱いを遵守するよう、研修等による教育を行っていくことが重要です。



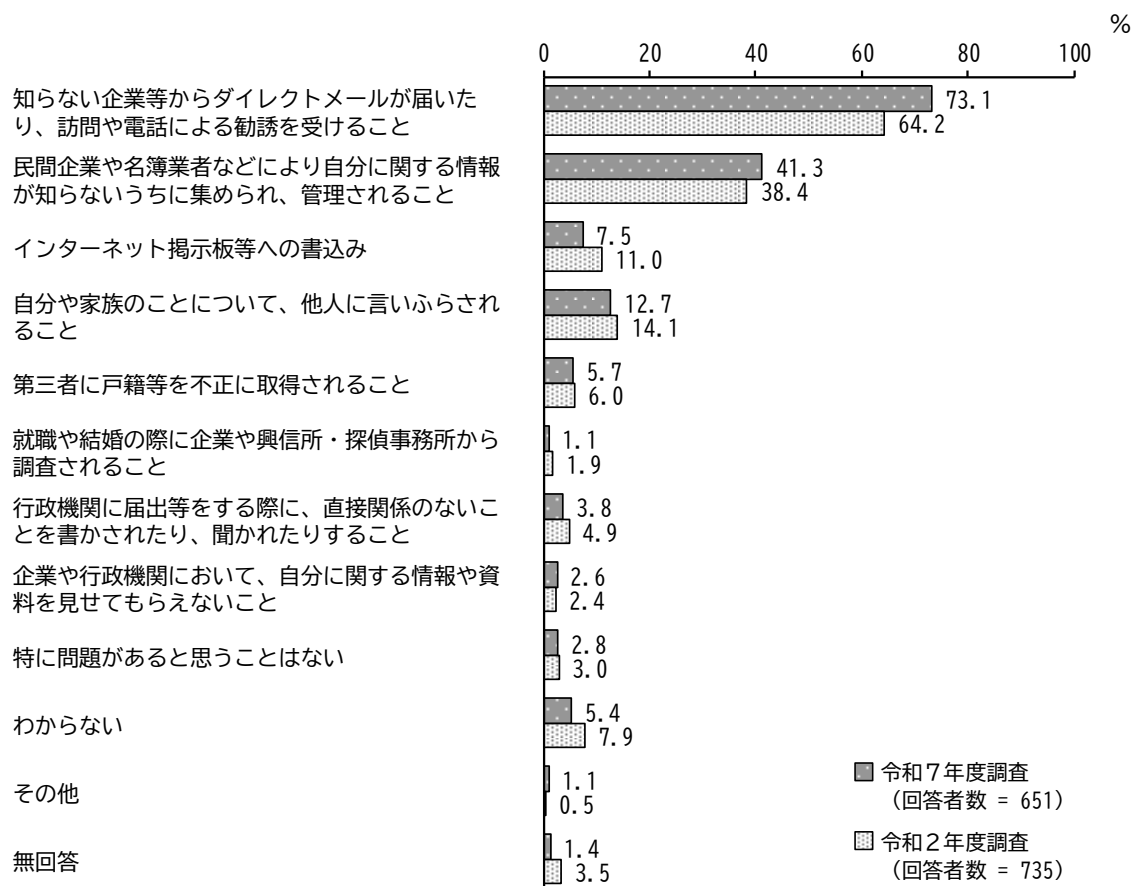
人権問題についての理解を深め、人権意識を高めるために、
特に今後どのような取り組みを行えばよいと思うかについて（再掲）



人権侵害に対する相談や救済について必要なことについて



個人のプライバシーに関してどのような場合に、
特にプライバシーが守られていないと感じますかについて



施策の方向性

① 各種研修の実施

- ア. 行政職員、教職員、消防職員、医療・福祉関係職員、議員、人権・福祉関係団体、市の助成団体などは、それぞれの職場や活動の中で人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、また、市民の模範、地域の指導者となるべき職員の人権感覚を養成できるよう研修内容の充実に努めます。
- イ. 東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会、岐阜県人権啓発センターなど人権関係団体が行う各種研修や学習機会への参加を促進します。

② 個人情報保護に関する研修

- ア. 実際の情報管理については、職員一人ひとりの個人情報の重要性に関する自覚と認識が不可欠であることから、個人情報保護制度の周知徹底を図るため、引き続き研修内容を精査し、職員研修をはじめとする啓発に努めます。

3 分野別施策における課題と方向性

(1) 男女共同参画

現状および課題

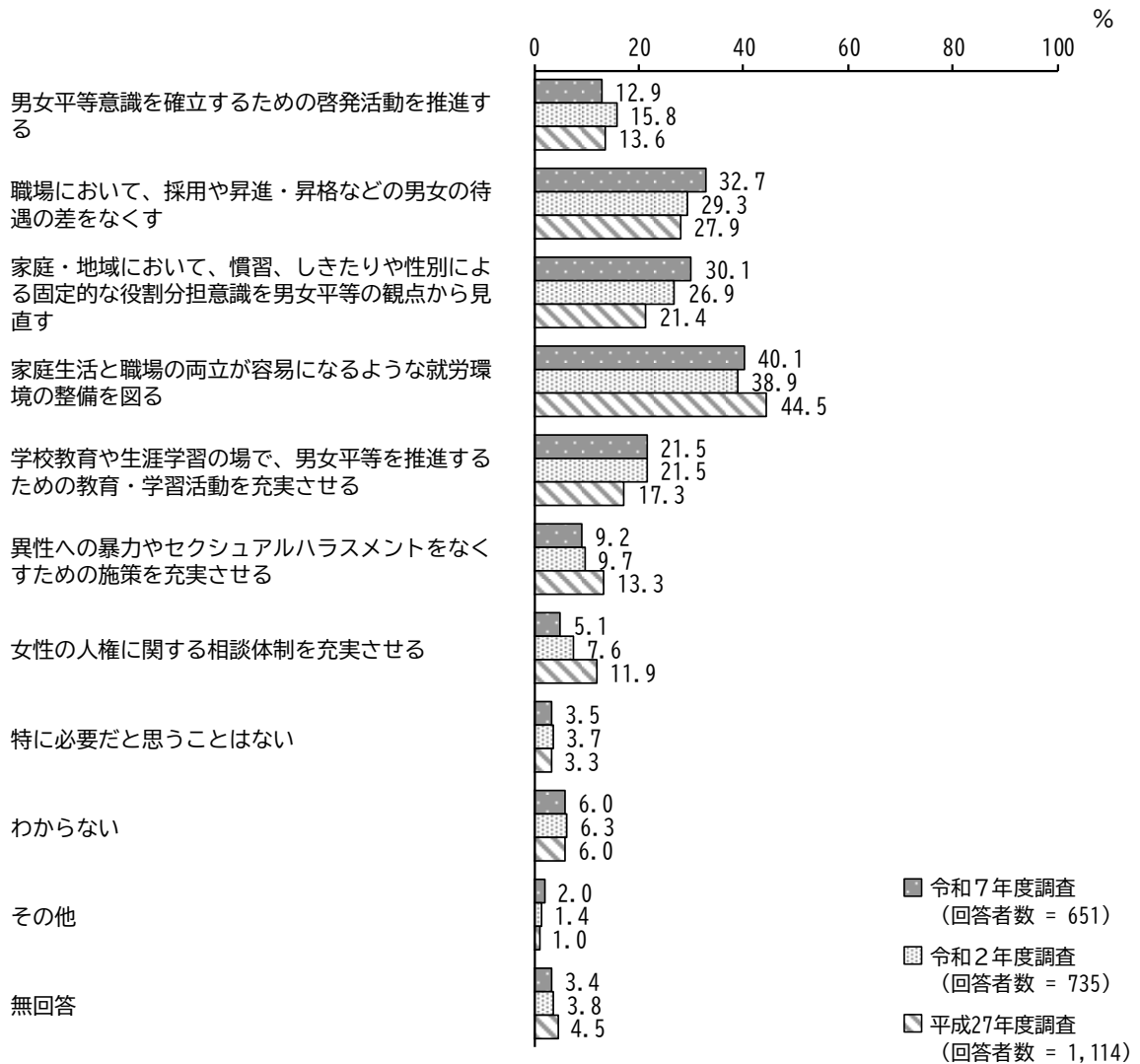
男女平等は、日本国憲法をはじめとする法制度のもとで保障されており、今日のわが国では、誰もが性別にかかわらず尊重される社会を目指すことが求められています。しかし、性別による役割分担意識や無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）が、家庭や職場、地域活動などさまざま場面でみられ、個人の選択や可能性を狭める要因となっています。家庭において、家事や育児、介護を女性だけが担う性別役割分担の問題や身体的、精神的、性的暴力を加えるなどのドメスティック・バイオレンス（DV）の問題、恋人間におけるデートDVも依然として大きな課題となっています。さらに、職場における、募集、採用、昇進などに関わる女性差別や、セクシャル・ハラスメント等の他、女性に対するストーカ―行為や性犯罪なども女性の人権問題として深刻な社会問題となっています。

国では、1999（平成11）年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、2020（令和2）年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。また、近年では、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」の改正、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の改正等、各種法律が整備されるとともに、「新・女性デジタル人材育成プラン」の策定等、女性がますます活躍できるための環境整備が進められています。

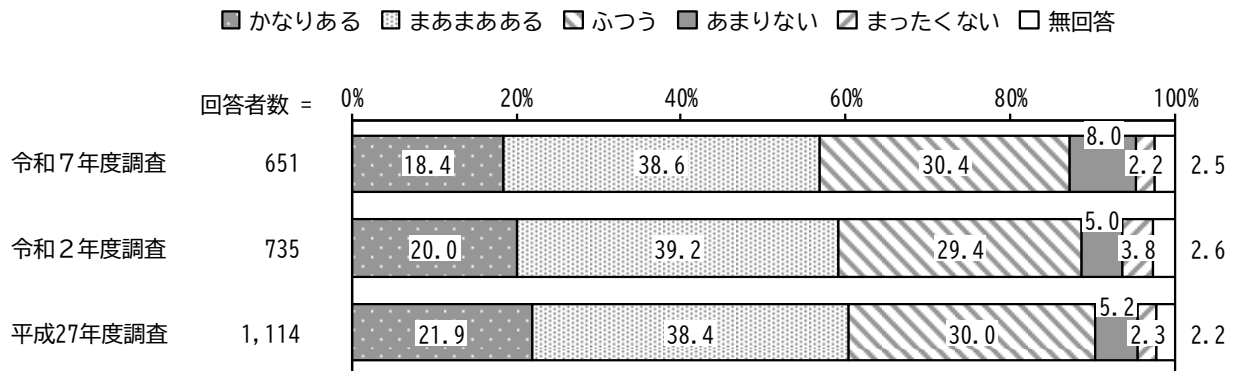
本市では2016（平成28）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に係る計画を含む形で、なかつがわ男女共同参画プラン（第4次）を策定し、市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担にとらわれず、互いに尊重しあい、自分らしい生き方を実現できるまちづくりをめざして取り組みを進めています。また、2017（平成29）年に「中津川市女性の活躍推進計画」を策定し、男女が多様な働き方を選べる職場づくりに向けて施策を進めています。

市民意識調査結果では、男性・女性の人権を守るために必要なことについて「家庭生活と職場の両立が容易になるような就労環境の整備を図る」の割合が40.1%と最も高く、次いで「職場において、採用や昇進・昇格などの男女の待遇の差をなくす」の割合が32.7%、「家庭・地域において、慣習、しきたりや性別による固定的な役割分担意識を男女平等の観点から見直す」の割合が30.1%となっています。平成27年度調査以降「家庭・地域において、慣習、しきたりや性別による固定的な役割分担意識を男女平等の観点から見直す」の割合が増加しています。また、異性に対するセクシュアル・ハラスメントやDVなどの人権問題への関心度については、「かなりある」と「まあまあある」を合わせた割合が平成27年度以降、5割を超えている状況です。職場における男女平等の実現に向けた取り組みを進めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の推進に取り組むことが重要となります。また、DVやセクシュアル・ハラスメントなどの女性に対する直接的な人権侵害への対応を強化していくことが重要です。

男性・女性の人権を守るために必要なことについて



異性に対するセクシュアル・ハラスメントやDVなどの人権問題への関心度について



施策の方向性

① 男女共同参画社会実現のための意識改革・学習の推進

- ア. 男女の人権の尊重と男女共同参画が生活の中に定着するためには、男女それぞれの人権が正しく認識されなければなりません。そのため、人権講座の開催、啓発誌・パンフレットなどの充実と配布などにより、女性の人権尊重を啓発します。
- イ. 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスをなくすための各種セミナーや講座などの充実を図るため、セミナーや講座参加者等にアンケートをとるなどして魅力のある開催に取り組みます。

② 女性等に対する暴力の防止

- ア. 男性の女性に対するあらゆる暴力的行為の根絶のために、女性への暴力防止に関する啓発活動を促進し、学習機会の充実および相談機関などの情報提供を行います。
- イ. 男性が被害者となる事例も増加していることから、暴力防止に関する啓発活動を促進し、学習機会の充実および相談機関などの情報提供を行うとともに、「思春期からの暴力予防教育の充実」等の県の取り組みを活用し、有効な周知方法を検討します。
- ウ. 関係機関との連携を図りながら、DV、セクシュアル・ハラスメントなどの女性の人権に関する相談体制の充実および被害者の支援・保護の充実を図るとともに、心理的ケアを必要とする支援の強化に努めます。

③ 男女共同参画によるまちづくりの推進

- ア. 男女共同参画によるまちづくりを推進していくため、中津川市男女共同参画社会づくり懇話会を開催し、「なかつがわ男女共同参画プラン」の策定や進捗状況と課題の審議を行います。
- イ. 男女共同参画によるまちづくりを推進していくため、審議会等委員への女性の積極的な登用を促進するなど、女性の社会参加意識を高めるとともに組織の中核となるポストへの登用など女性の意見を反映させる組織づくりを促進します。
- ウ. 地域活動において、各種団体への男女共同参画に関するセミナーや情報提供を通じた意識啓発を行うとともに、自治会やまちづくり推進協議会の支援に併せて女性参画の促進を図ります。

④ 男女が働きやすい環境づくりの推進

- ア. 女性の職業能力開発・就労継続への支援、女性のチャレンジ・再チャレンジへの支援、仕事と家庭・地域生活の両立への啓発など、国・県や関係部署と連携を図りながら、施策の周知に努め、女性の人権が尊重され、男女がともに働きやすい環境づくりを推進します。
- イ. 女性の職業能力開発のための学習機会の充実や資格取得への情報提供、仕事と家事・育児の両立に向けた保育などの環境整備、再就職支援のためのセミナーや職業訓練・技術取得への情報提供などに努めます。
- ウ. 国・県や関係部署と連携を図りながら、仕事と家庭の両立ができる就業環境および相談・支援体制の整備など情報提供の充実と社会啓発を図ります。
- エ. 雇用・労働の場における男女雇用機会均等の確保を図るため、国・県や関係部署との連携により、企業などに対して、法令・各種制度などの広報・啓発活動などに努め、企業などへの働きかけを推進します。
- オ. 「子ども・子育て関連3法」に基づき、すべてのこどもの育ちと子育て中の保護者の支援、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関など地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するため、①家庭における子育てへの支援、②こどもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供、③すべてのこどもの育ちを支える環境の整備に努めます。



(2) こどもの人権

現状および課題

こどもを取り巻く環境は、少子化やひとり親家庭等の家族形態の多様化、家庭における子育て力や教育力の低下、地域社会のつながりの希薄化、こどもの遊ぶ時間やこども同士の交流機会の減少、学力格差の拡大といったこどもの成長と発達にとって厳しいものへと変化してきました。こうした中で、児童虐待、いじめ、不登校、体罰、薬物乱用、こどもの深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノ、こどもに家事負担等を担わせることになるヤングケアラー問題等のこどもの人権にかかわる問題が深刻化しています。

2023（令和5）年に「こども基本法」が施行され、すべてのこどもが幸福な生活をするのできる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進しています。同法に基づいた国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」も閣議決定され、こども家庭庁のリーダーシップのもと取り組みが進められています。

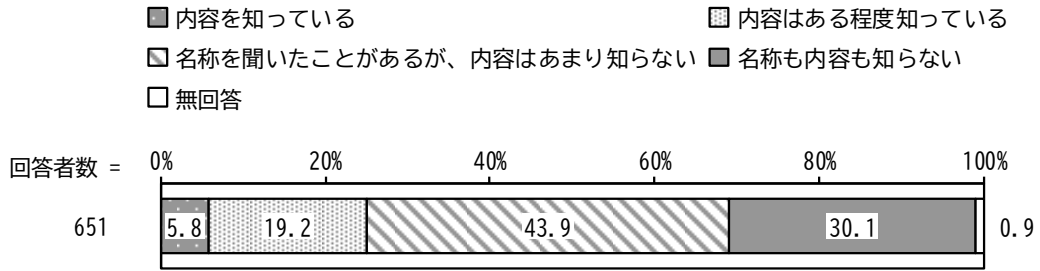
市民意識調査結果では、「こども基本法」の認知度について、「名称を聞いたことがあるが、内容はあまり知らない」と回答した割合が43.9%と最も高く、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の認知度について、「名称も内容も知らない」と回答した割合が43.2%と最も高くなっています。

また、こどもに対する虐待などの人権問題の関心度について、「かなりある」が37.9%と最も高く、次いで「まあまあある」が37.8%となっていますが、平成27年度調査以降、関心度の割合は減少しています。こどもの人権問題で特に問題があると思うことについて、「こども同士のいじめ」が69.9%と最も高く、次いで「親によるこどもへの暴力や虐待」が35.3%となっています。さらに、こどもの人権を守るために特に必要だと思うことについて、「こどもの個性・自主性を尊重するような社会をつくる」の割合が38.1%と最も高く、次いで「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」の割合が31.8%、「こどもの人権に関する相談体制を充実させる」の割合が24.3%となっています。平成27年度調査以降「こどもの個性・自主性を尊重するような社会をつくる」の割合が増加しています。一方、「親の家庭でのしつけや教育力を向上させる」「家庭・学校・地域の連帯意識を高め、三者が連携して活動に取り組む」の割合が減少しています。

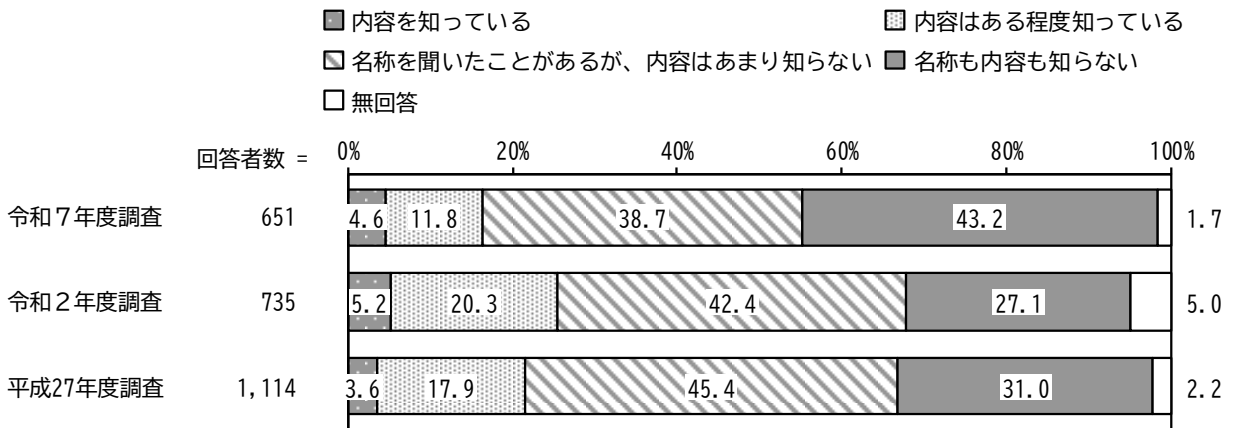
こどもの人権尊重においては、こどもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える「児童の権利に関する条約」の理念や「こども基本法」の趣旨を踏まえ、こどもとしての権利や自由を尊重していくことが必要です。そして、すべてのこどもが個人として尊重され、意見を表明する機会や社会参画の機会が確保されるとともに、その意見が尊重され最善の利益が守られるよう、取り組みを一層推進していく必要があります。このような取り組みを進めるにあたっては、市民一人ひとりのこどもの人権に関する知識や意識が重要となることから、周知・啓発によってそれらを高めていくことが重要になります。

また、児童虐待やいじめ、こどもの権利保障など、こどもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校だけではなく、地域社会全体でこどもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携し対応することが重要であり、引き続き市民や関係団体との協力関係を強化し、支援・相談を充実させていくことが必要です。

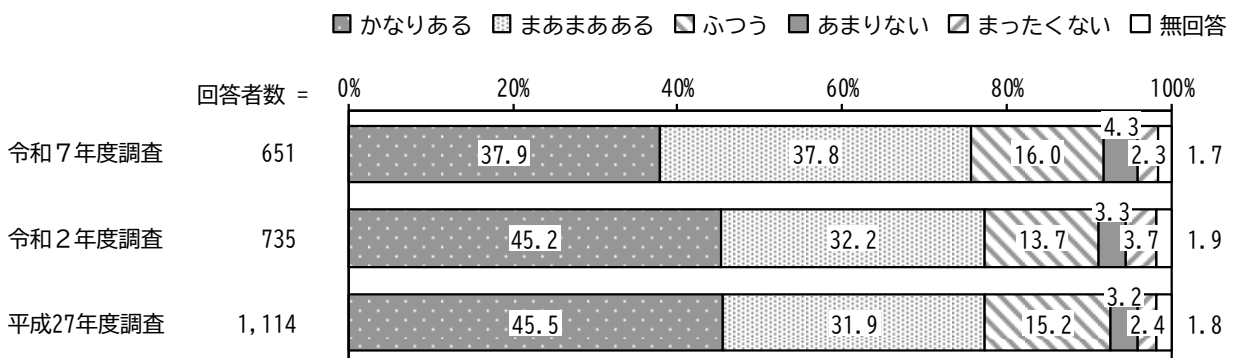
「こども基本法」の認知度について



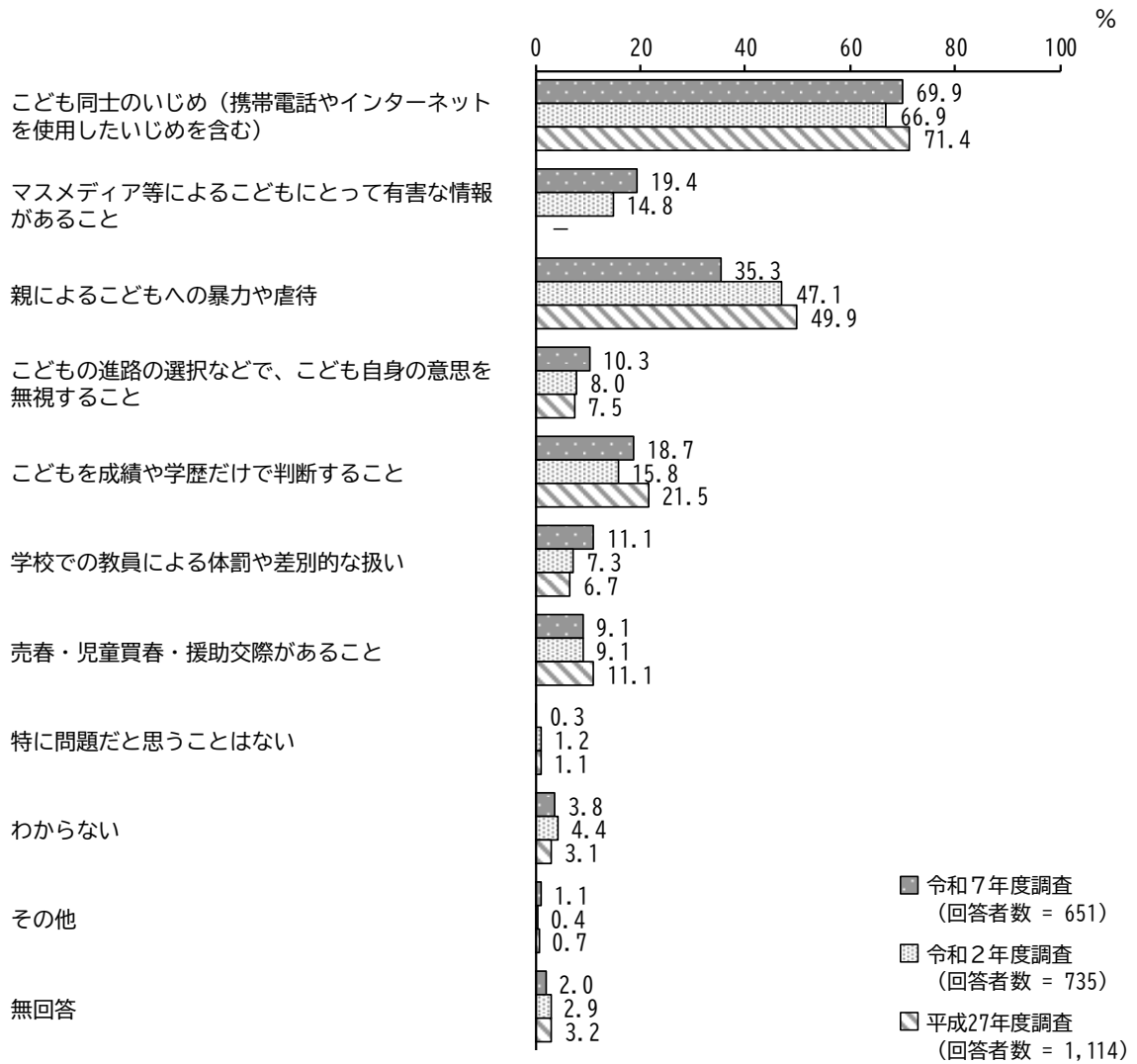
「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の認知度について



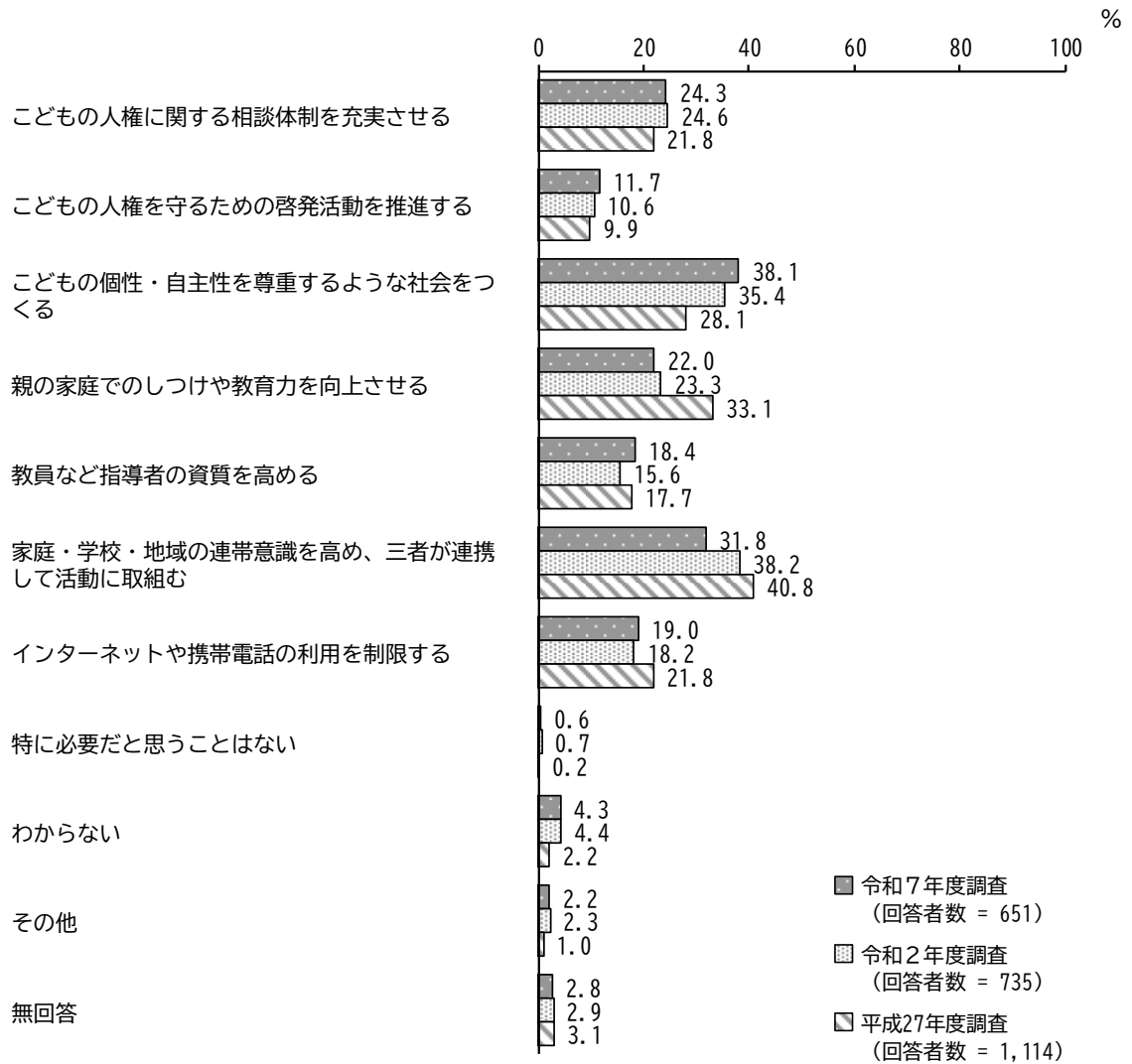
子どもに対する虐待などの人権問題の関心度について



こどもの人権問題で特に問題があると思うことについて



こどもの人権を守るために特に必要だと思うことについて



施策の方向性

① こどもの人権を尊重する意識啓発と社会参画、意見反映への取り組み

- ア. こどもは、すべてこどもとしての権利を持ち、一人の個人として権利を行使する主体であることについて、さまざまな機会をとらえ、こども自身や親、そして市民全体に対して意識啓発に努めます。特に、DVや育児放棄など現代の問題を踏まえ、こどもの人権を守る取り組みに努めるとともに、こどもの人権に対する親への意識啓発を強化します。
- イ. こどもや若者の状況やニーズを的確に捉え、その意見を尊重し施策に反映させるために、こども計画に対する意見をこどもや若者から聴取します。

② 児童虐待防止への取り組み

- ア. 市民に対して児童虐待防止についての知識の普及を図るとともに、虐待通告義務への理解を深めるための啓発や虐待防止対策の強化に努めます。また、早期発見のための協力を働きかけ、家庭児童相談の充実・強化を図ります。
- イ. こども家庭センター、保健・医療・福祉・学校など関係機関が連携し、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、被虐待児童の適切な保護に至るまでの包括的な相談支援体制を強化します。
- ウ. 児童虐待予防のためのセーフティネットとして「中津川市要保護児童・DV防止対策地域協議会」を中心に、各機関との連携を強化し、児童虐待防止の取り組みを推進します。

③ いじめや不登校などへの対応

- ア. 休日いじめ相談の開催など、さまざまな相談機会の周知を図り、相談しやすい環境づくりに努めます。
- イ. いじめや不登校傾向を示す児童・生徒の早期発見・早期解決に向けて適切な対処ができるようスクールカウンセラーなどの校内教育相談機能の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等を通して、さらに家庭・学校・地域・各種相談窓口・専門機関の相互の連携体制強化に努めます。
- ウ. 児童・生徒の実態に応じ適切な指導・援助ができるよう教職員・相談員の力量を上げるための研修の充実を図ります。また、常に新しい情報を取り入れ、現行の研修会の充実を図ります。
- エ. 「中津川市安全安心まちづくり推進市民会議」の部会のひとつとして、「いじめ対策部会」を開催し、児童・生徒のいじめ防止について、関係機関と情報交換を行いながら、未然防止と行動連携に努めます。

④ 家庭や地域社会での青少年健全育成

- ア. こども家庭センターにおいて、関係機関と連携しながら相談支援体制の充実と職員の質の向上に努めます。
- イ. 地域の子育て力の向上や生涯学習社会の活性化につながるように、子育てサークルの支援やリーダーの育成を推進します。また、「中津川市子育てマイスター養成講座」を開催し、地域の子育て力の向上、地域づくり型生涯学習の活性化を図ります。
- ウ. 地域や学校、関係機関・団体、ボランティアなどが連携を強化して、子育て支援組織の育成、世代間交流や社会参加活動を通じてこどもの健全育成に努め、地域ぐるみで子育てをする社会を推進します。また、PTAと中津川市青少年健全育成推進市民会議が連携したシンポジウムの開催など、より多くの市民に育成活動に参加してもらえるように周知します。
- エ. PTAに地域住民（Community）が加わった「PTCA（親と教師と地域住民の会）」による、地域のこどもは地域で育てる「共育」を進めます。



(3) 高齢者の人権

現状および課題

高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では、一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者の増加等をはじめとした複合的で多くの課題がみられます。こうした中、高齢者に対する身体的・心理的・性的・経済的な虐待や介護放棄、悪徳商法や振り込め詐欺などの事件が後を絶たず、高齢者の人権問題が大きな社会問題となっています。高齢化が進展する中で、課題や困難を抱えた高齢者の人権を守るという観点からは、今後ますます重要になると考えられます。

2006（平成18）年に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行され、虐待を受けたと見られる高齢者を発見した人は速やかに市町村に通報することが義務づけられました。また、同年、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）が施行され、高齢者の自立支援や尊厳の確保を図っています。また、2023（令和5）年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」が成立しました。同法は、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する「共生社会」の実現を推進することを目的とするものであり、認知症高齢者の人権についても、大きな進展が期待されます。

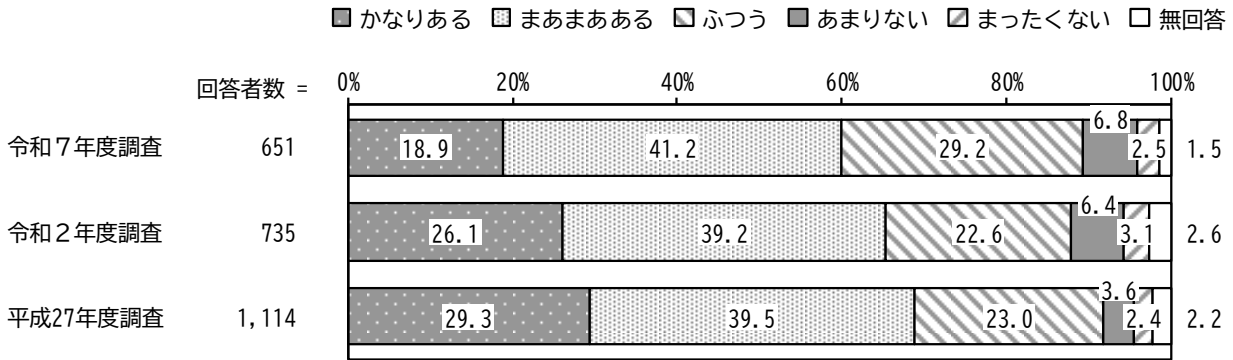
市民意識調査結果では、高齢者に対する虐待などの人権問題の関心度について、「まあまあある」と回答した割合が41.2%と最も高く、「かなりある」と回答した割合が18.9%となっていますが、平成27年度調査以降「かなりある」の割合が減少しています。高齢者の人権問題で特に問題があると思うことについては、「経済的に自立が困難なこと」が46.1%と最も高く、次いで「悪徳商法の被害が多いこと」が31.5%となっています。

また、高齢者の人権を守るために必要なことについて、「年金や住宅、福祉、医療サービスなどを充実し、高齢者が自立して生活できる環境を整備する」が55.6%と最も高く、次いで「高齢者が経験を生かして働ける機会を確保する」が28.3%となっています。

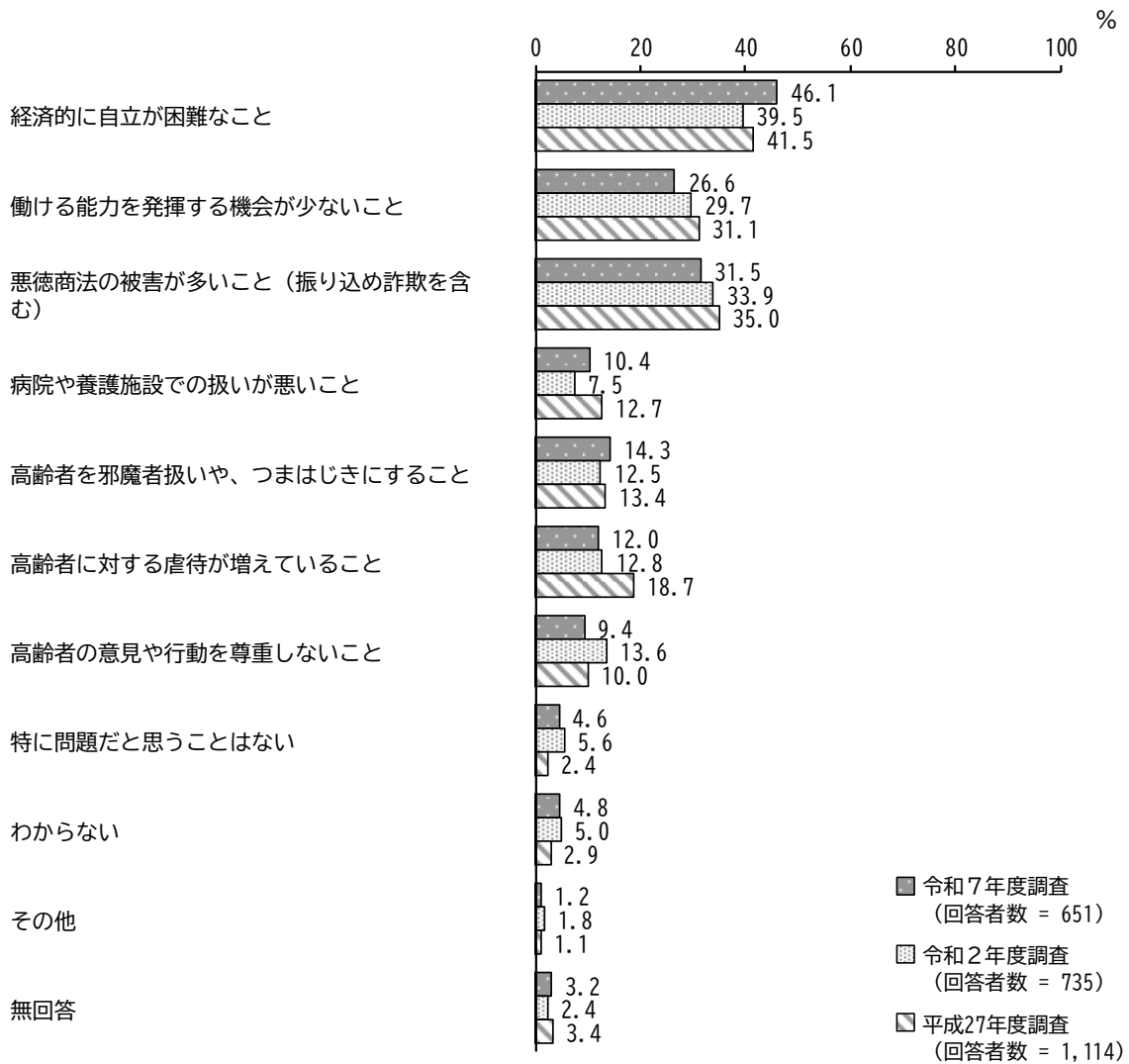
高齢者一人ひとりを尊重し、人権啓発・人権教育などの取り組みを進め、より一層、高齢者虐待の防止に向けた市民の意識啓発を図り、虐待の早期発見・早期対応に向け、関係機関や地域住民、地域団体などとの連携の強化・拡充を図る必要があります。さらに、経済的な支援を行うとともに、詐欺や悪質商法等による高齢者の被害を防止するため、成年後見制度等の周知を進めることも重要です。

高齢者の人権については、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、能力やその経験を活かした就労機会を充実させながら、高齢者に対して敬意を払うとともに、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような取り組みが必要です。

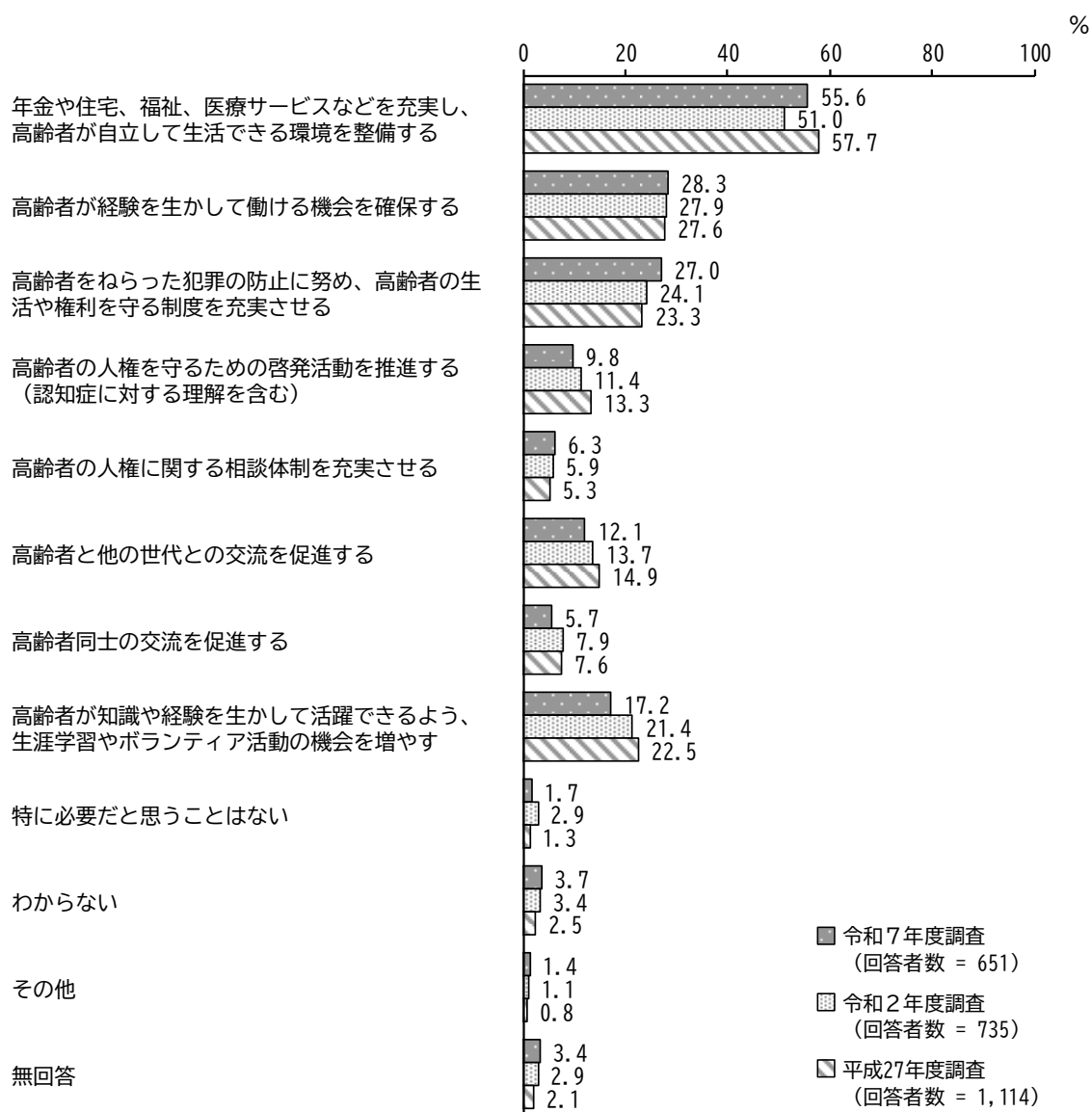
高齢者に対する虐待などの人権問題の関心度について



高齢者の人権問題で特に問題があると思うことについて



高齢者の人権を守るために必要なことについて



施策の方向性

① 自立・生きがいづくりへの支援

- ア. 高齢者が自らの豊富な知識・経験を十分に発揮し、いきいきと元気に生活できるよう、高齢者の社会参加を推進する団体に対し活動の活性化と安定的な組織運営の支援や場所の提供、地域・学習活動への参加支援、就労機会の確保など、自立・生きがいづくりへの支援に努めます。
- イ. 高齢者の社会参加の促進と人的資源の活用として、臨時的かつ短期的な就労またはその他の軽易な業務に係わる就業を希望する高齢者のために、就業の機会を確保し、組織的に提供しているシルバー人材センターの運営を支援するとともに、情報提供の充実を図り、就労対策を推進します。
- ウ. 年金受給開始年齢の引き上げに伴い、高齢者の生活維持のための収入を確保するため、国・県や関係部署と連携し、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入、高齢者の再就職促進、生活設計の意識の向上を図ります。
- エ. 高齢者のさまざまな団体やグループなどの活動支援、サークル、講座、スポーツ教室などの活動の場の充実を図り、高齢者の生きがいづくりを推進します。
- オ. 「岐阜県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者が住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した住宅や公共的な建物・道路等の整備を促進します。

② 高齢者虐待などへの対応

- ア. 高齢者虐待防止および認知症理解促進を目的として、市民や介護従事者等を対象に講演会を継続して開催します。また、高齢者虐待の早期発見に向けて、介護従事者や施設従事者への研修会を実施します。
- イ. 相談窓口を充実させるとともに、地域見守りネットワークや関係専門機関ネットワーク、保健医療福祉関係機関ネットワーク等と連携し、高齢者虐待の早期発見・早期対応のための情報共有を進め、ネットワークの拡大と強化に努めます。
- ウ. 高齢者に対する悪徳商法や振り込め詐欺などについては、広報やホームページなどでの周知や講座などの学習機会を利用して被害防止の啓発を図るとともに、関係機関と連携し、被害防止および早期対応を図ります。

③ 福祉・介護サービスの充実

- ア. 高齢者ができる限り自立した生活を続けられるよう福祉サービスを充実させ、必要とする高齢者が利用できるよう周知に努めます。また、介護福祉士を目指す市内福祉系高校生を対象とした就学資金貸付制度を見直し、その活用促進を図り、市内介護福祉士の育成と地域事業所への就職に繋がります。
- イ. 何らかの支援を必要とするひとり暮らし高齢者などに対して、各種生活支援サービスを提供するとともに、相談支援や見守り体制の充実を図ります。また、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」の利用促進に努めます。
- ウ. 介護が必要になった高齢者に対しては、自らが選択して適切なサービスが利用できるよう介護サービス基盤の計画的な整備を進めます。
- エ. 人権尊重の視点に立った質の高い介護サービスの確立と向上のため、介護従事者や施設従事者を対象に高齢者虐待防止や資質向上に関する研修会への参加を啓発するほか、事業所への適切な運営指導を行います。



(4) 障がいのある人の人権

現状および課題

障がいのある人の人権については、「障がいのある人も地域の中で普通の暮らしができる社会に」という「ノーマライゼーション」（制度や建物の設備・構造を障がい者に配慮したものにすることを基本理念として障がい者施策を進めてきました。しかし、障がいのある人に対する理解や配慮に関する考え方が十分浸透しているとはいえず、結果として障がいのある人の自立と社会参加が阻まれている状況にあります。障がいのある人に対する暴行や虐待、預金などの搾取、不要な契約への勧誘などの人権侵害が依然として問題になっているのが現状です。

国では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律が整備されてきました。近年では、福祉分野全体で「地域共生社会」の実現に向けた改革が進められる中、障がいのある人が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合う社会の在り方が求められている状況です。

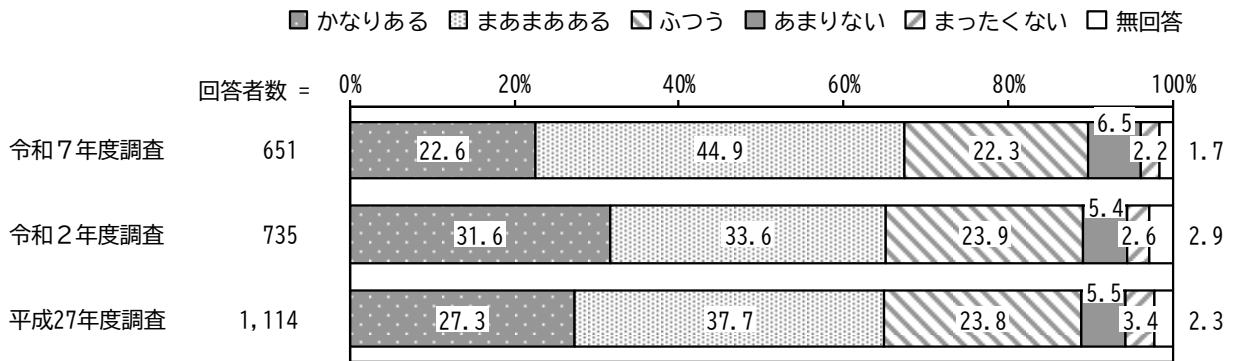
本市では、2024（令和6）年に障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定した「中津川市障がい者福祉計画 第7期計画」に基づき、障がいのある人に対する支援・サービスの充実に取り組んでいます。

市民意識調査結果では、障がいのある人に対する差別や偏見への関心について、「まあまあある」と回答した割合が44.9%と最も高く、次いで「かなりある」と回答した割合が22.6%と高い関心がみられます。障がいのある人の人権問題で特に問題があると思うことについては、「就労の機会が少ないこと」が41.8%と最も高く、次いで「障がいのある人の生活を支援する福祉サービスが十分でないこと」が29.5%、「道路の段差や駅や建物の階段など外出に支障があること」が26.7%となっています。平成27年度調査以降「差別的な発言や行動を受けること」の割合が増加しています。また、令和2年度調査以降「就労の機会が少ないこと」の割合が増加しています。

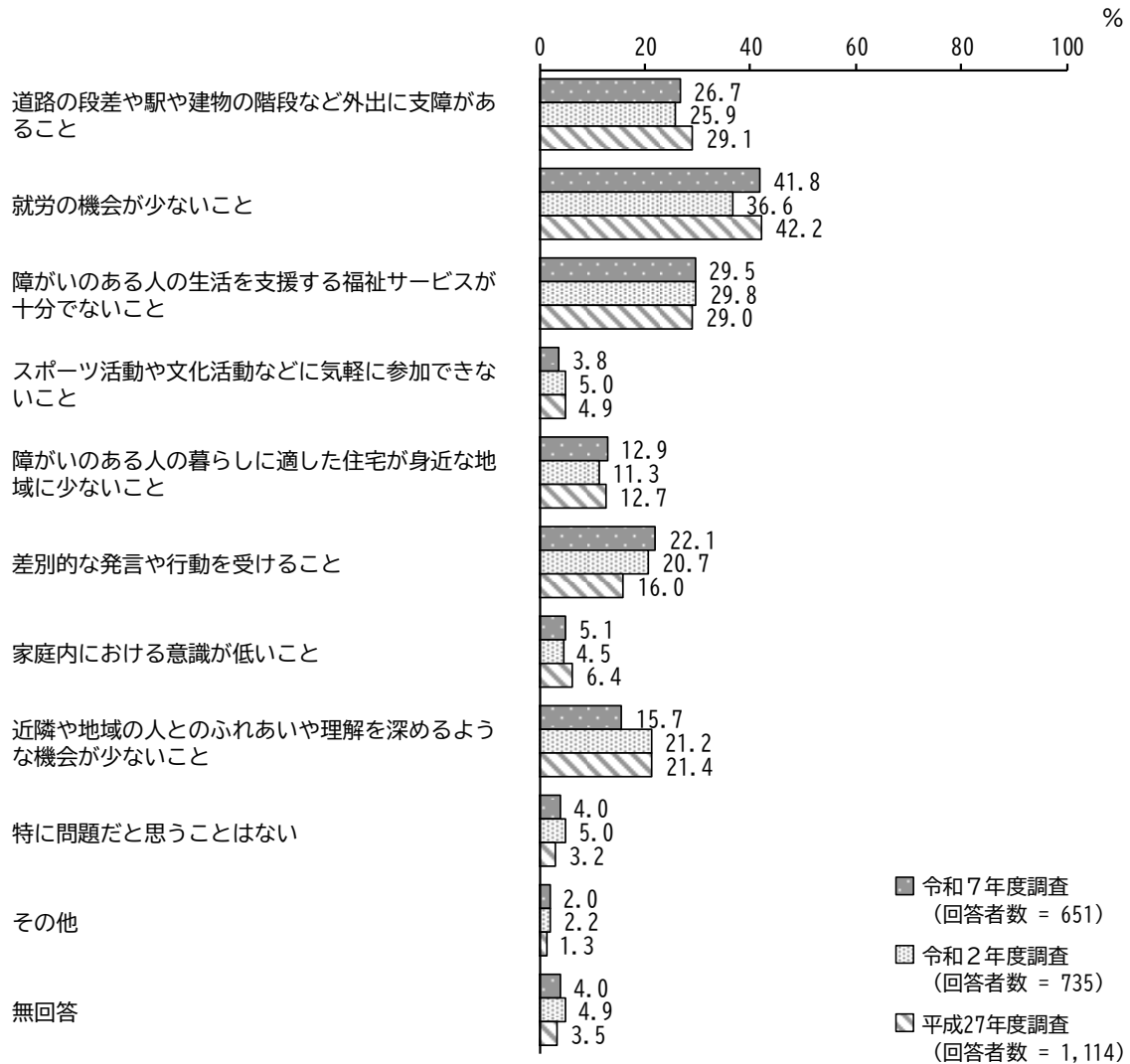
障がいのある人の就労については大きな課題となっていることから、解決に向けた取り組みを進めていくことが重要であると考えられます。また、こうした問題の背景には、市民の理解不足があると考えられることから、障がいのある人への理解の促進、偏見や差別意識の解消が重要です。

障がいのある人が地域社会で生活し、社会参加していくためには、障がいのある人による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現できる環境整備が欠かせません。そのため、福祉サービスの充実等、障がいのある人が地域で暮らせる体制づくりや、切れ目のない支援体制の構築が必要となります。関連して、障がいのある人が安全に快適に生活できるような社会を目指して、ユニバーサルデザインに配慮した道路・駅・公共施設等のバリアフリー化整備を進めていくことも重要です。

障がいのある人に対する差別や偏見への関心について



障がいのある人の人権問題で特に問題があると思うことについて



施策の方向性

① 障がいに対する理解の促進

- ア. 障がいや障がいのある人についてのノーマライゼーションに関する情報発信を積極的に行い、市民の理解と協力の促進に努めます。また、ボランティア活動に携わる人材の育成や活用を図ります。
- イ. 障がいのある人およびその家族などが組織する団体の活動について支援を行うとともに、団体同士の交流機会を設け、連携を促進します。
- ウ. 学校教育、社会教育においては、障がいに対する理解を深めるため、交流、福祉・介護などのボランティア体験活動などの充実を図り、福祉教育を推進します。

② 雇用・就労の支援

- ア. 雇用・就労は、障がいのある人の社会参加や自立のためにも、また自己実現を図るためにも重要であり、障がいのある人の特性に応じた職種、職域の拡大、および障がいのある人が能力に応じた適切な職業に従事することができるように、雇用の促進を図るとともに、障がいのある人が円滑に、継続して就労できるよう関係機関と連携して支援します。また、障がい者の福祉的就労の場の確保、支援と働く環境の改善を図るとともに、希望する人には一般就労へつながるようハローワークなどと連携を促進します。

③ 社会参加の促進

- ア. スポーツ・レクリエーション活動においては、活動に関する情報提供やすべての障がいのある人がその特性と興味に応じて参加できる障がい者スポーツ教室の開催・参加を支援します。また、障がい者スポーツ指導員やサポーターの確保、育成、連携に努めるとともに、スポーツ施設等のバリアフリー化や障がい者向け設備の充実を図り、利用促進に努めます。
- イ. 障がいのある人への社会参加・学習機会の提供を支援するため、手話通訳などの派遣、声の広報・点字広報などの作成・配布、録音図書・点字図書などの福祉資源の充実などに向けて支援していきます。

④ 福祉サービスの充実

- ア. 障がいのある人が地域でいきいきと生活するための自立支援として、障がい福祉サービスの充実を図ります。
- イ. 判断能力が十分でない障がいのある人の権利擁護のために「成年後見制度」・「日常生活自立支援事業」の利用促進に努めます。
- ウ. 発達障がいのある人や障害者手帳などを持たない人に対する継続的な支援の施策の充実を図ります。

⑤ 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進

- ア. だれもが住み慣れた地域の中で安全で快適に生活できるよう、岐阜県福祉のまちづくり条例やユニバーサルデザインに配慮した住宅や公共的な建物・道路の整備を促進し、障がいのある人にやさしいまちづくりを推進します。



(5) 同和問題（部落差別）

現状および課題

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別により、現代社会においても、同和地区や被差別部落と呼ばれる特定の地域出身であることやそこに住んでいることを理由に、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、自由な結婚が妨げられたり、就職で不公平な扱いを受けるなど、日常生活の上でさまざまな社会的不平等や差別を受け、人権が侵害されるという日本固有の重大な人権問題です。

国は、1965（昭和40）年の同和地区に関する諸問題解決に関する同和对策審議会の答申において「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とし、行政は同和行政を積極的に推進しなくてはならないということを基本精神にしています。この答申を踏まえ、1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法」が施行され、その後、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策を国民的課題として、国および地方公共団体が一体となって、人権問題の根本原因である同和問題の解消に向けての諸施策が講じられてきました。

2016（平成28）年には、「部落差別解消推進法」が制定され、相談体制の充実、教育および啓発を国の責務として定め、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じて施策を講じるよう努めることと定められました。

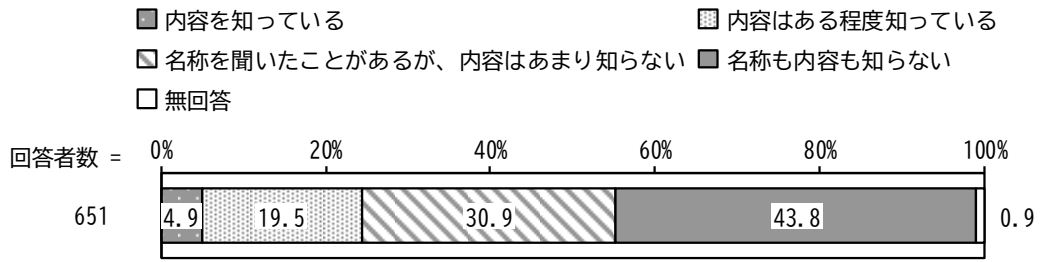
しかしながら、同和問題が完全に解決したとはいえず、依然として就職や結婚などにおいてさまざまな差別が残っていることは否めません。また、近年では、インターネット上での同和差別が課題として挙げられています。

市民意識調査結果では、部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）を知っているかについて、「名称も内容も知らない」と回答した割合が43.8%と最も高く、次いで「名称を聞いたことがあるが、内容はあまり知らない」と回答した割合が30.9%となっており、中津川市に同和地区があると思うかについて、「あると思う」と回答した割合が8.8%、「ないと思う」と回答した割合が30.7%となっています。

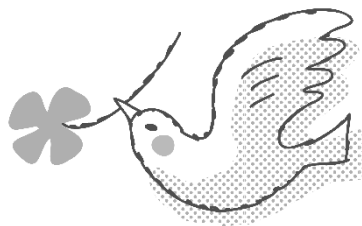
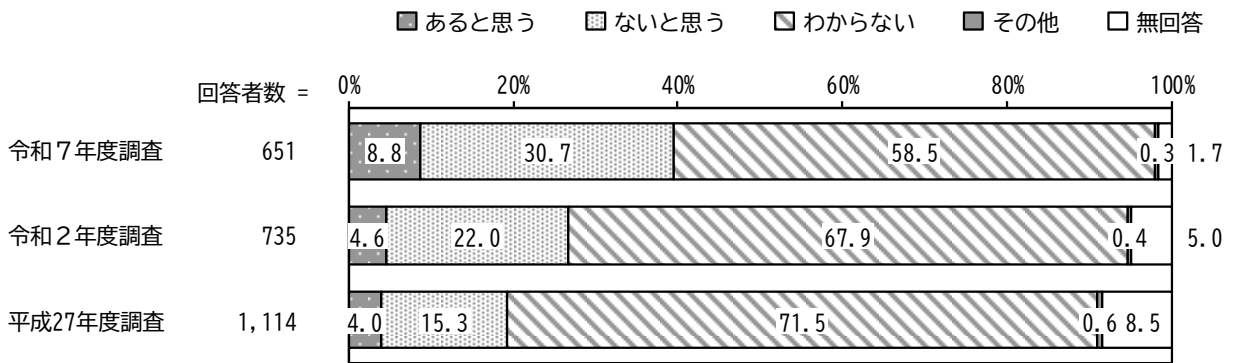
また、同和問題（部落差別）で特に問題があると思うことについて、「わからない」が29.8%と最も高く、「同和問題についての理解や認識が十分でないこと」が21.7%、「差別的な言動」が21.4%となっています。

市民の同和問題に関する誤った認識や偏見、無関心をなくすため、人権教育および人権啓発の取り組みをすすめ、法の周知や市民一人ひとりが同和問題について正しい知識を学び、理解し、偏見にとらわれない、差別のない社会を目指していくことが必要です。

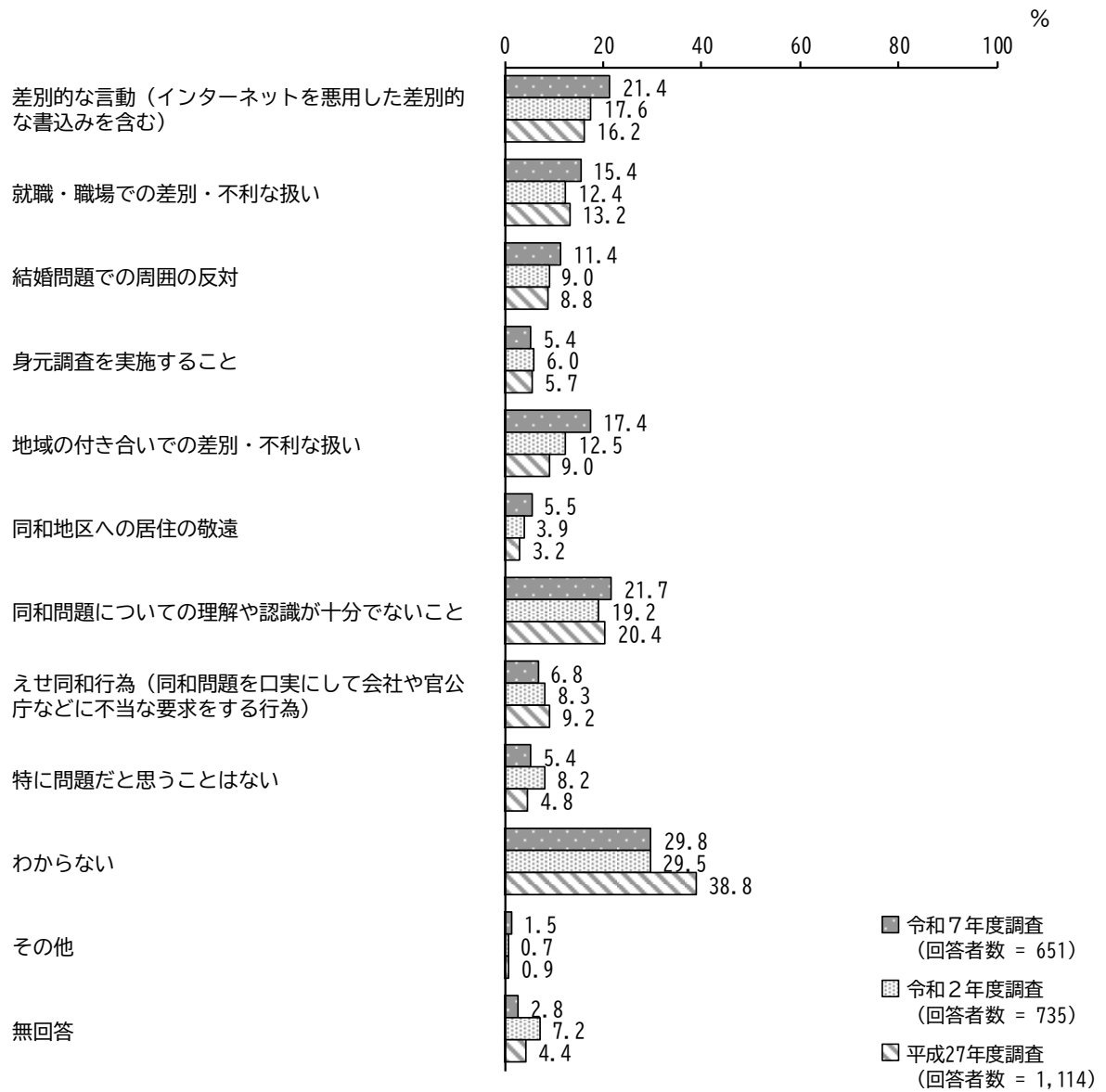
部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)を知っているかについて



中津川市に同和地区があると思うかについて



同和問題（部落差別）で特に問題があると思うことについて



施策の方向性

① 人権・同和教育の推進

- ア. 学校教育では、人権感覚を育む学習内容や指導方法の改善・充実に努め、同和問題をはじめとするあらゆる差別・偏見をなくし、お互いの人権を認め合う人権教育を推進します。
- イ. 教職員に対する人権・同和教育研修の実施、充実に図ります。
- ウ. 社会教育では、同和問題をはじめとする人権問題に関する学習意欲を喚起します。

② 啓発の推進

- ア. 同和問題（部落差別）についての正しい知識・理解を深め、偏見や差別意識を解消し、同和問題（部落差別）の早期解決をめざして、人権意識の普及高揚を図るための啓発活動を推進します。
- イ. 広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発、講演会・研修会などの開催、啓発パンフレットの配布などさまざまな手法により効果的な啓発活動に努めます。
- ウ. 地域をはじめ企業・事業所や公共性の高い組織などに人権・同和に関する講演会・研修会などへの参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

③ 「えせ同和行為」の排除

- ア. 官公庁や企業・事業所などに対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に同和問題の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識と適切な対応ができるための啓発を図ります。

④ 人権侵害事案への対応

- ア. 同和問題（部落差別）を理由とする結婚差別、就職差別、インターネット上の人権侵害など、悪質な人権侵害事案に対して迅速に対応できるよう、国・県・市ならびに関係機関・団体などとの相互の連携・協力を図ります。

(6) 国内に暮らす外国の人たちの人権

現状および課題

本市における外国人住民は、2025（令和7）年9月末日現在で2,661人（ベトナム人：900人、フィリピン人：369人、タイ人：358人、中国人：247人、インドネシア人：244人など）が生活しており、学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活のさまざまな場面で、外国人と接する機会が増えてきています。

日本国憲法が規定する基本的人権の保障は、権利の性質上、日本国民のみを対象と解されているものを除き、日本に在留している外国人に対しても等しく及ぶものとされています。

しかし、言語、宗教、習慣などの違いから外国人に対するアパート・マンションへの入居拒否、公衆浴場への入浴拒否などの人権問題が発生していることや、一部の外国人の不法就労や犯罪などで、市民が外国人に対して防犯上の不安を抱くことにより、外国人全体に対する偏見や差別などにつながっていくことが懸念されます。

また、言語の違いなどにより、外国人が地域で生活していくうえで、行政サービスなどの情報が十分に得られず、本来受けられるサービスを受けられないなどの生活上の問題や外国人のこどもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

さらに、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして社会的に関心を集めたことから、2016（平成28）年に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されました。

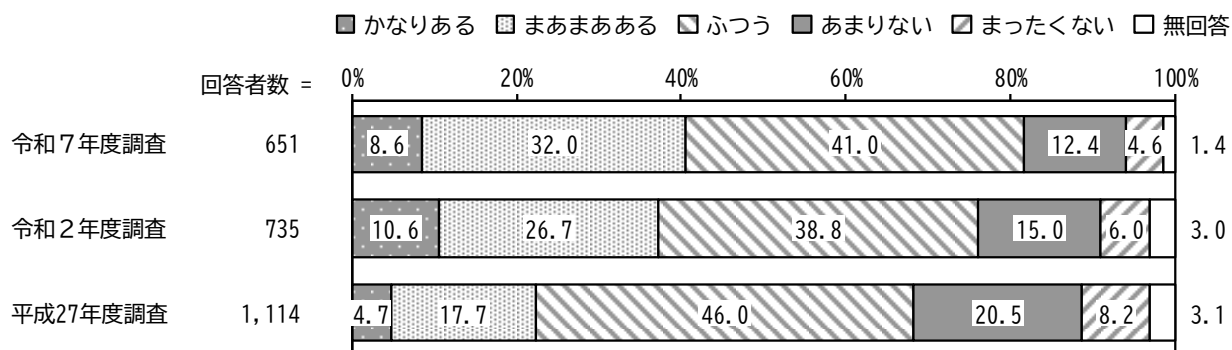
本市では2021（令和3）年に、「中津川市多文化共生推進基本方針」を策定し、国籍の違いに関わらず、お互いの文化や考え方を尊重し、安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを進めています。

市民意識調査結果では、外国の人たちへの差別や偏見の関心度について、「まあまあある」と回答した割合が32.0%、「かなりある」と回答した割合は8.6%となっており、外国の人たちの人権問題で特に問題があると思うことについて、「日本語を十分理解できないため、日常生活に必要な情報を得られないこと」が37.8%と最も高く、次いで「就職・職場での差別・不利な扱い」が29.5%、「宗教や慣習が違うことで、地域社会に受け入れられにくいこと」が24.6%となっています。

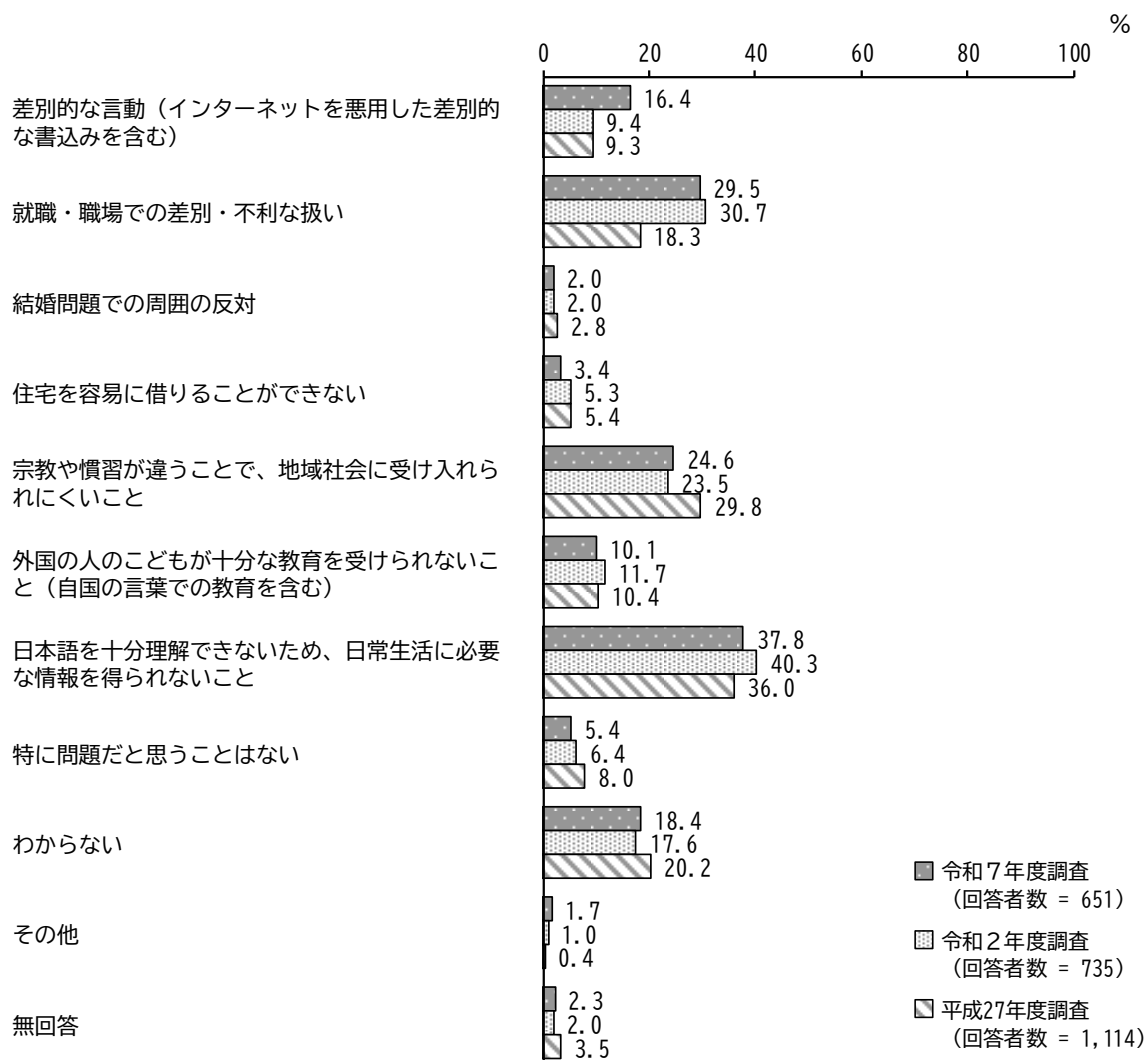
また、外国の人たちの人権を守るために、特に必要だと思うことについて、「外国の人のための日本語学習の機会や日常生活に必要な情報を外国語により提供する」が31.3%と最も高く、次いで「外国の人のための適正な就労の場や賃金・労働条件の平等を確保する」が28.9%、「外国の人に対する理解や認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」が27.0%となっています。

多文化共生の取り組みを一層推進し、日本語学習の機会の充実など、異なる文化や習慣および価値観を互いに認識し、尊重しあえる意識を育んでいくことができる環境をつくっていくことが必要です。

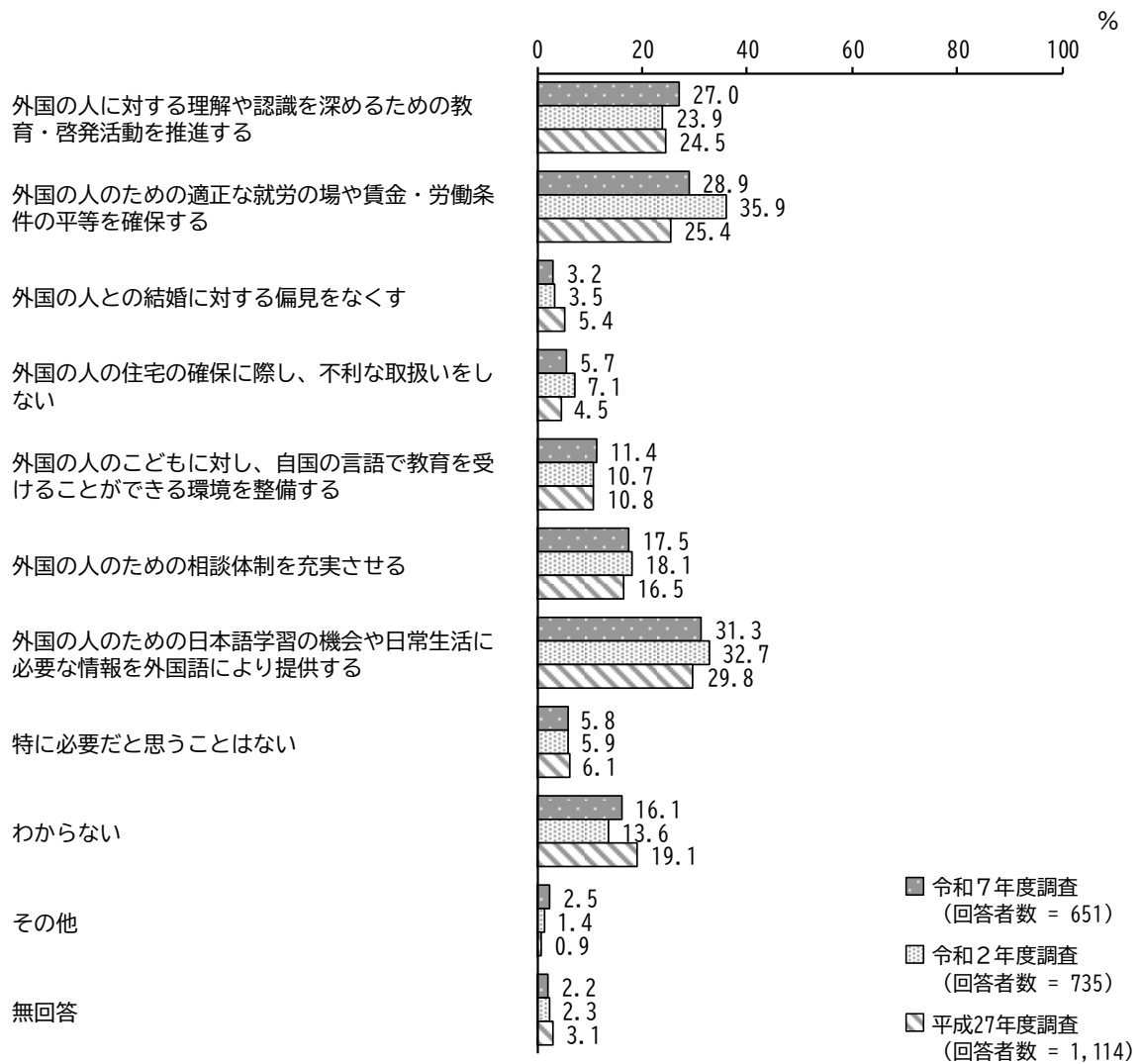
外国の人たちへの差別や偏見についての関心度について



外国の人たちの人権問題で特に問題があると思うことについて



外国人の人たちの人権を守るために、特に必要だと思うことについて



施策の方向性

① 啓発と交流機会の充実

- ア. 文化、習慣、価値観の違いなどから生じる外国人に対する偏見や差別をなくすため、市民や企業・事業所、団体などを対象に多文化共生の地域づくりについて啓発を行うとともに、言語や国籍の違いを超えた市民同士の交流活動を支援します。
- イ. 小中学校においては、多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進します。また、外国語活動や英語の公開授業等を通して、保護者や地域の方々々に学校の取り組みを理解してもらう機会を設けます。
- ウ. 市内に滞在・在住する外国人が日本の文化・習慣を理解し、さまざまな地域活動へ参加できるよう、情報提供や啓発活動を積極的に進めます。また、より多くの外国人が参加できるよう、日本語教室「なかつがわ日本語ひろば」の開催方法を検討し、引き続き交流を推進します。

② 外国人住民への生活支援の充実

- ア. 多様な言語による住宅や就労、医療、保健、福祉、防災などの生活・行政情報の提供および相談機能の充実に努めます。また、外国人住民が安心して快適に暮らせるよう、「やさしい日本語」を活用した行政情報の提供を進めます。

③ 国際交流の推進

- ア. 国際理解のための生涯学習講座や市民国際交流事業、姉妹都市友好推進事業、市内に滞在・在住する外国人との交流活動などを通じて、外国語教育や国際理解教育の一層の充実を図ります。また、中学生など若い世代に、異文化に触れる機会を多く提供し、国際的な感覚やリーダーシップを持った個性豊かな人材を育成します。

(7) 感染症患者等の人権

現状および課題

感染症患者やその家族等が不当な差別、誹謗中傷を受けるなど、さまざまな人権問題が発生しています。

国は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」や「人権教育・啓発に関する基本計画」等に基づき、感染症患者等の人権を尊重し、差別や偏見の解消に向けた取り組みを進めています。

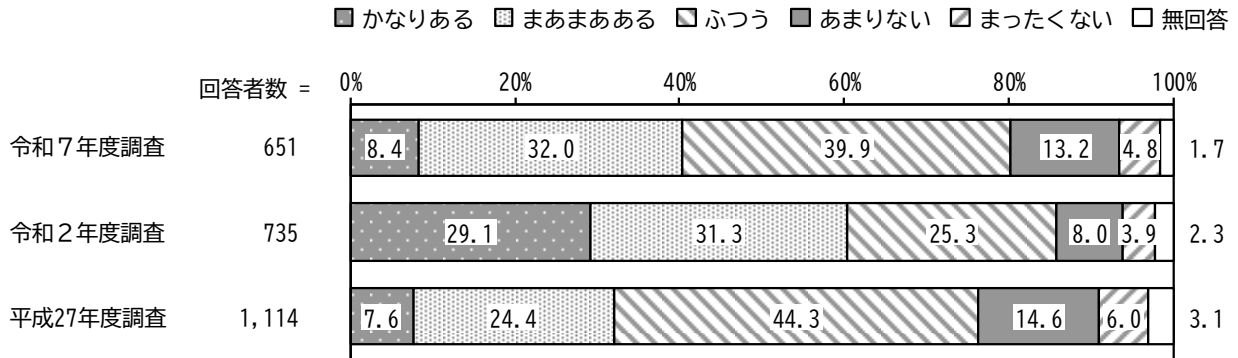
また、H I V感染症やハンセン病などの感染症に関する誤解や偏見をなくすため、正しい知識の普及と人権尊重の重要性を訴える啓発活動を継続的に実施しています。これらの取り組みを通じて、感染症患者等が安心して生活できる社会の実現を目指しています。

市民意識調査結果では、感染症患者等に対する差別や偏見の関心度について、「まあまあある」と回答した割合が32.0%、「かなりある」と回答した割合は8.4%となっています。令和2年度調査と比較すると「かなりある」が約20ポイント減少していますが、新型コロナウイルスの一定の収束によることが考えられます。感染症患者等の人権問題で特に問題があると思うことについて、「エイズ患者、H I V感染者、ハンセン病元患者についての理解や認識が十分でないこと」が47.6%と最も高く、次いで「感染症患者等であるというだけで世間から好奇または偏見の目で見られること」が47.0%となっています。

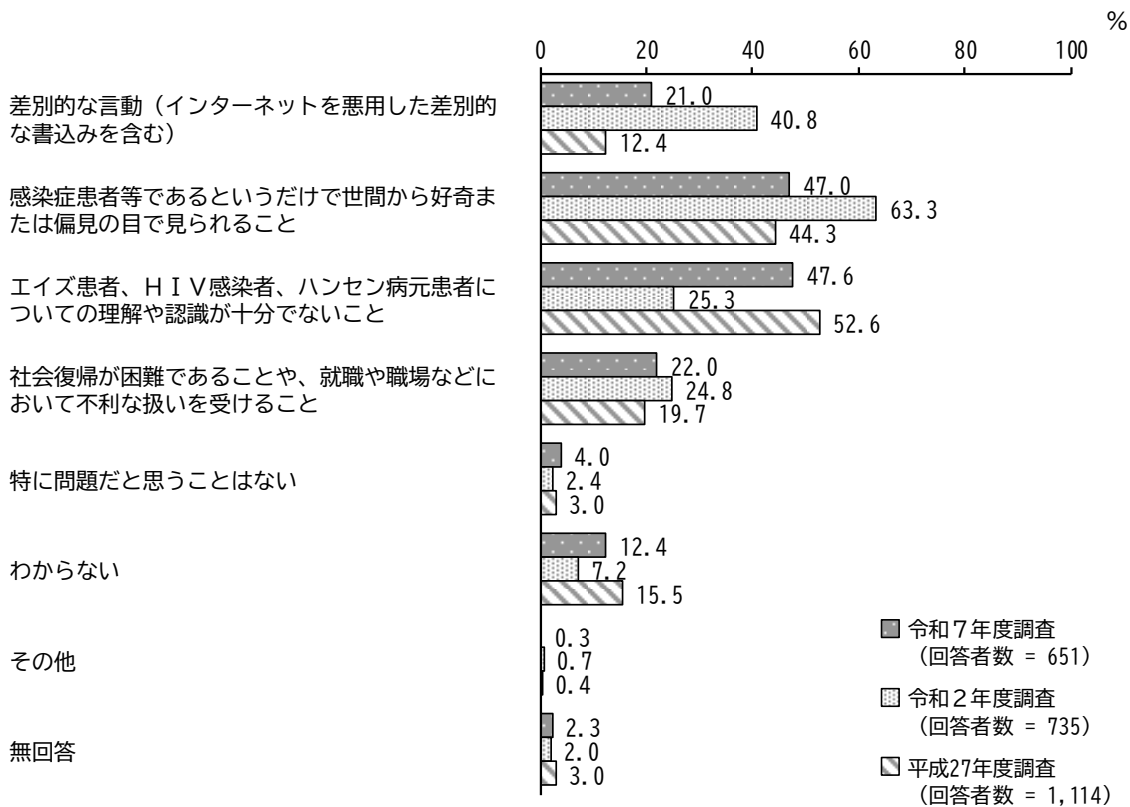
感染症患者や元患者、家族、医療従事者等の人権に十分に配慮しながら、各種感染症に対する正しい知識の普及・啓発を行い、いまだ残っている差別意識や偏見を解消するとともに、長期間にわたり人権を侵害されてきた感染症患者の名誉の回復を図ることが重要です。



感染症患者等に対する差別や偏見の関心度について



感染症患者等の人権問題で特に問題があると思うことについて



施策の方向性

① 啓発の推進

- ア. 各種感染症についての偏見や差別をなくす正しい知識や理解の普及・啓発を図るため、岐阜県の普及・啓発の取り組みを周知するとともに、正しい情報の提供や理解を深める啓発活動を継続して推進します。

(8) 刑を終えて出所した人の人権

現状および課題

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって現実は極めて厳しい状況にあります。また、出所しても社会的に排除され、就労の場を得られないために生活の基盤が保障されず、結果として出所した人が再び罪を繰り返すという問題もあります。

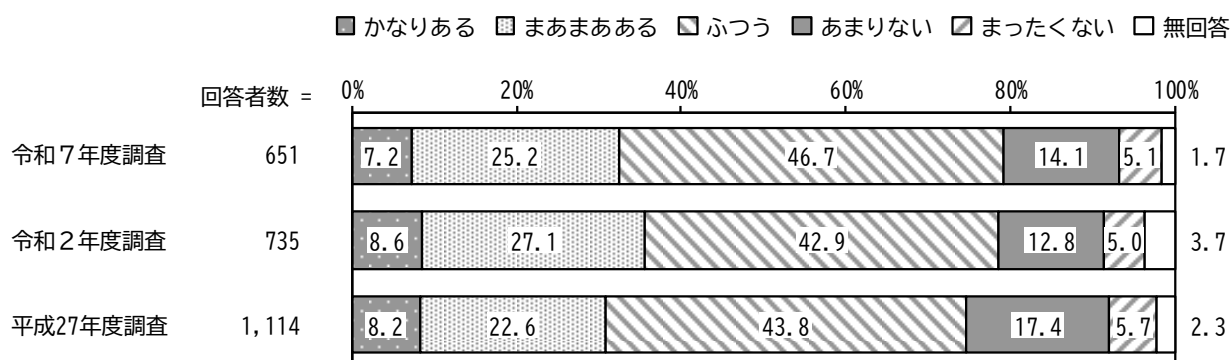
こうした状況を踏まえ、国では、罪を犯した人が社会から孤立することなく、再び地域社会の一員として自立した生活を営むことができるよう支援するため、「再犯の防止等の推進に関する法律」を2016（平成28）年に施行し、翌年、同法に基づき「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

この計画では、出所者等の円滑な社会復帰を図るため、①住居や就労など生活基盤の確保、②福祉・医療との連携による支援体制の整備、③地域社会における理解促進と差別・偏見の解消に向けた啓発活動の推進などが重点的に掲げられています。これらの取り組みを通じて、出所者が人間としての尊厳を保ちつつ、再び社会の中で自立した生活を営むことができる環境の整備が進められています。

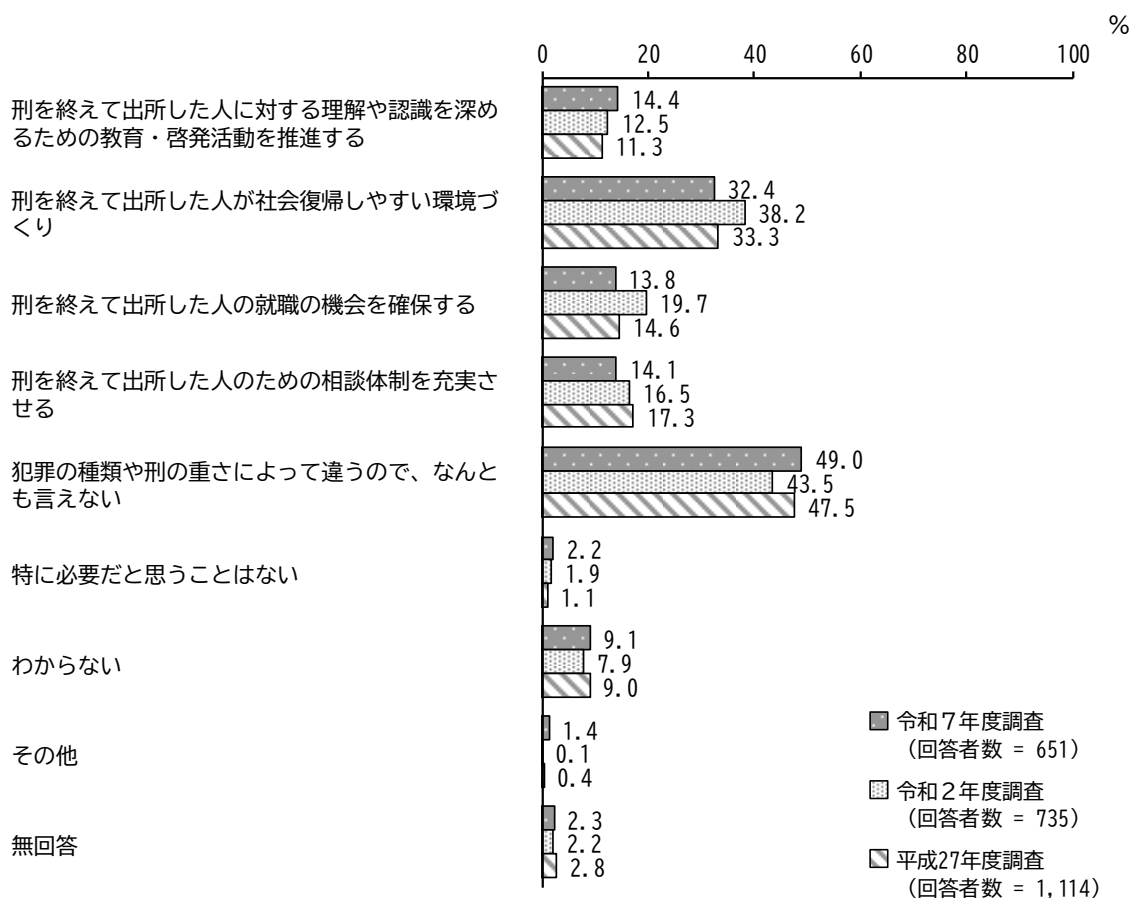
市民意識調査結果では、刑を終えて出所した人への偏見の関心度について、「まあまあある」と回答した割合が25.2%、「かなりある」と回答した割合は7.2%となっており、刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことについて、「犯罪の種類や刑の重さによって違うので、なんとも言えない」が49.0%と最も高く、令和2年度調査以降5.5ポイント増加しています。次いで、「刑を終えて出所した人が社会復帰しやすい環境づくり」が32.4%、「刑を終えて出所した人に対する理解や認識を深めるための教育・啓発活動を推進する」が14.4%となっており、出所した人の社会復帰への支援や理解、認識を深めるための支援が必要となります。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営むためには、家族、職場、地域社会など周囲の人びとの理解と協力が必要です。また、国や県などの社会復帰を支援する組織等と連携を図りながら、出所した人に対する偏見や差別意識を解消するための啓発活動、社会復帰しやすい環境づくりが必要です。

刑を終えて出所した人への偏見の関心度について



刑を終えて出所した人の人権を守るために必要なことについて



施策の方向性

① 啓発の推進

- ア. プライバシーの保護に配慮した視点に立ち、刑を終えて出所した人への偏見や差別意識をなくすために、関係機関等と連携・協力しながら啓発活動の推進に努めます。
- イ. 保護司会等との連携・協力を深め、「社会を明るくする運動」等において啓発活動を推進します。

(9) 犯罪被害者とその家族の人権

現状および課題

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、生命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディア等による行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる「二次的被害」に苦しめられるなどの問題があります。

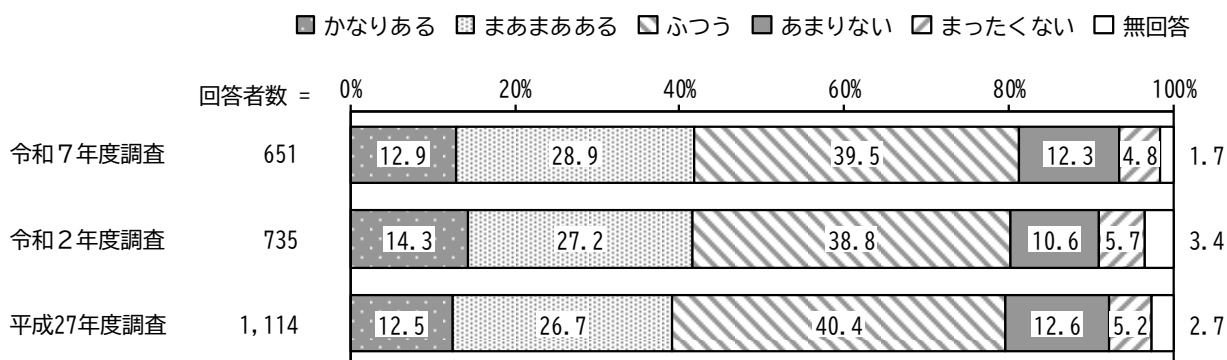
国においては、2005（平成17）年に、犯罪被害者やその家族・遺族の権利利益の保護と支援を総合的かつ計画的に推進するための「犯罪被害者等基本法」の施行と、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定され、被害者等の尊厳の保持と社会復帰の促進を図るための施策が本格的に始まりました。

その後も、社会情勢の変化や被害者支援の実情を踏まえ、計画の見直しが行われており、2021（令和3）年には「第5次犯罪被害者等基本計画」が策定されました。この計画では、心のケアや経済的支援の充実、刑事手続への関与の拡充、二次的被害の防止、特に配慮を要する被害者への支援強化などが重点的に掲げられ、犯罪被害者等の人権がより一層尊重される社会の実現を目指した取り組みが進められています。

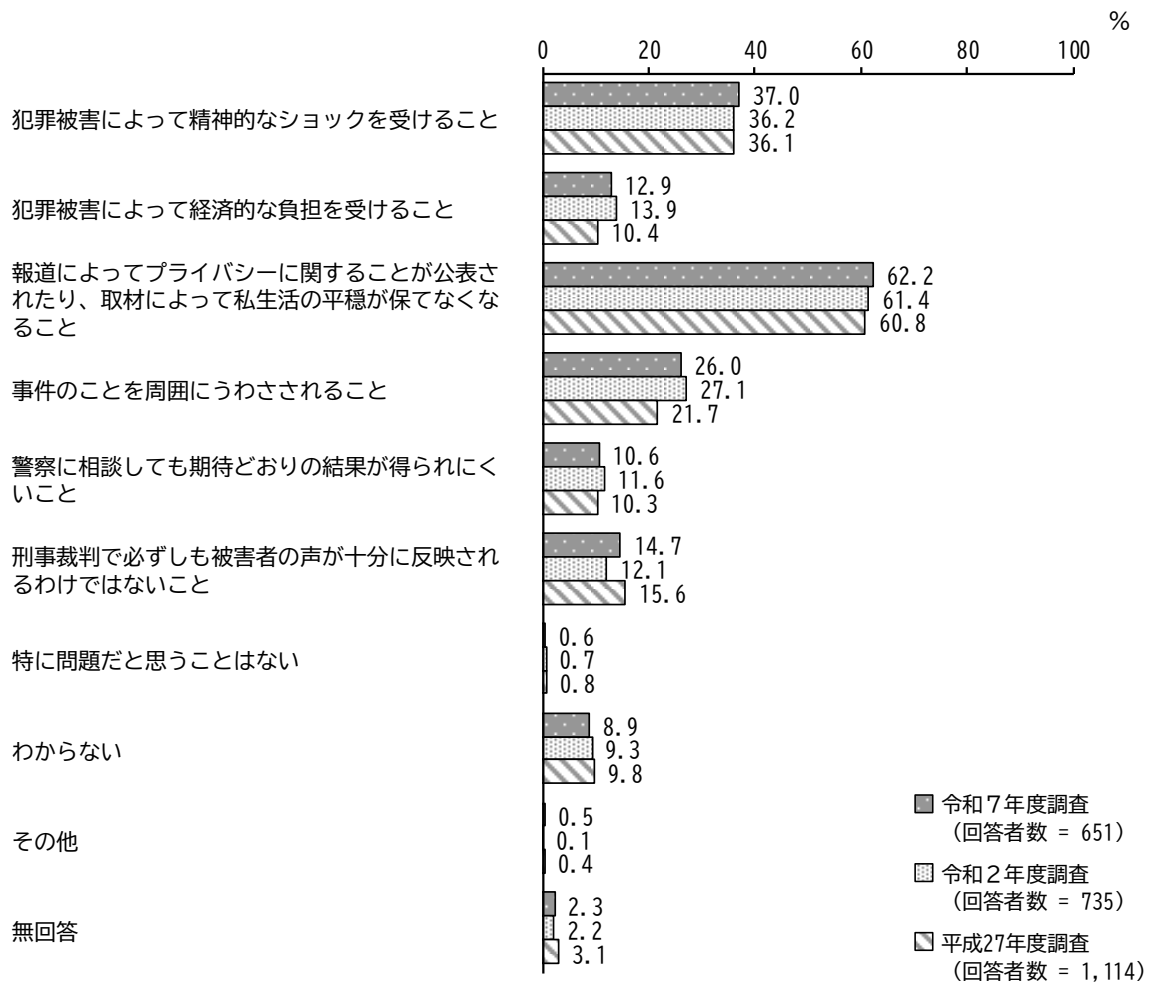
市民意識調査結果では、犯罪被害者とその家族への心ないうわさや中傷の関心度について、「まあまあある」と回答した割合が28.9%、「かなりある」と回答した割合が12.9%となっており、犯罪被害者とその家族の人権で特に問題があると思うことについて、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなる」と62.2%と最も高く、次いで「犯罪被害によって精神的なショックを受けること」が37.0%となっています。

犯罪被害者やその家族等の人権が侵害されるケースはさまざまであり、国や県、警察、犯罪被害者を支援する民間団体等と連携を図りながら、被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者を支援する人権教育・啓発を進めていくとともに、犯罪被害者やその家族の人権問題に応じる相談体制を充実していく必要があります。そして、被害者の人権を尊重し、犯罪被害者等に対する理解を深める啓発活動が必要です。

犯罪被害者とその家族への心ないうわさや中傷の関心度について



犯罪被害者とその家族の人権で特に問題があると思うことについて



施策の方向性

① 啓発の推進

- ア. 犯罪被害者やその家族等が受けている直接的・間接的被害に対する現状や援助の必要性について、市民の認識を深めるための啓発活動を推進します。
- イ. 犯罪被害者等への相談・支援業務を行っている専門機関・関係機関等の情報を提供します。

(10) インターネットによる人権問題

現状および課題

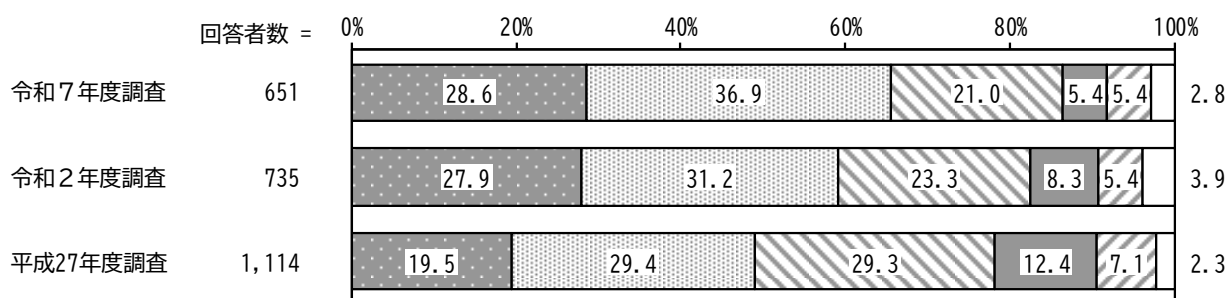
インターネットが普及した結果、企業、行政、個人を問わず、大量の情報を収集、処理、発信できるようになり、市民生活の利便性が高まりました。その一方で、スマートフォンや携帯電話等の電子媒体やインターネットを介して、その匿名性、情報発信の容易さから、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現の掲載など、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。また、近年、インターネットを介して大量の個人情報流出するなどの事件が多発しており、プライバシーの侵害に関する不安も高まっています。

市民意識調査結果では、インターネットを利用した差別や中傷の関心度について、「まあまあある」と回答した割合が36.9%、「かなりある」と回答した割合が28.6%となっており、平成27年度調査以降、インターネットを利用した差別や中傷についての関心度は年々増加しています。インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うことについて、「SNS等で他人を誹謗中傷する表現や、差別を助長する表現などが掲載されること」が69.9%と最も高く、「プライバシーに関する情報が掲載されること」が20.6%となっています。SNS等の普及による誹謗中傷などがテレビやインターネットで頻繁に取り上げられるようになりインターネットによる人権問題への関心は高くなっています。

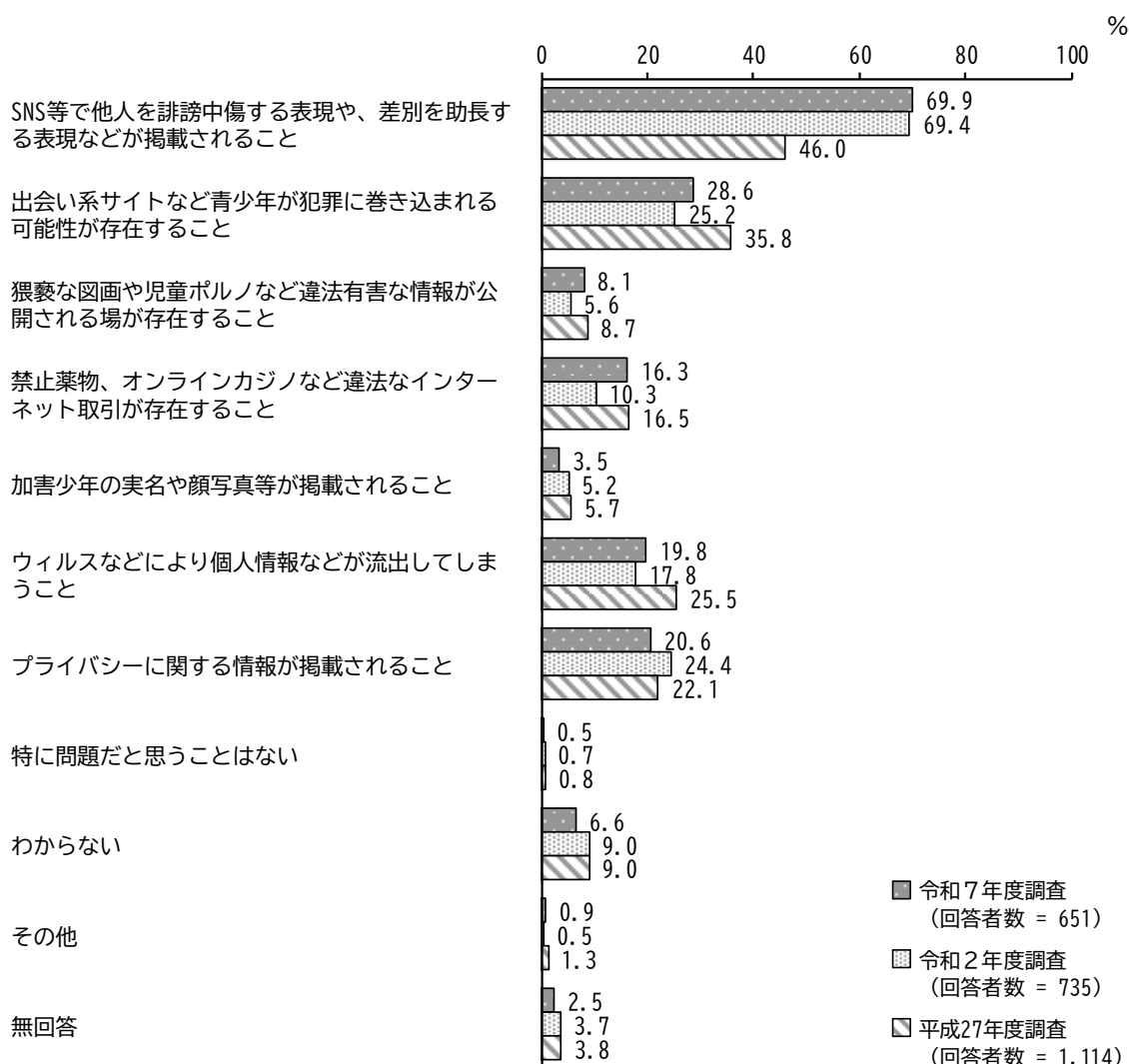
情報の不足等により無意識のうちに被害者にも加害者にもなり得ることから、インターネットを通じた人権侵害、プライバシー保護に関する問題に対し、相談・支援体制の充実を図り、インターネット上に掲載した写真や動画、個人情報や誹謗中傷等は完全には削除できないことを書き込む前に気づくことができるよう、インターネットの利用に関する情報リテラシーや、情報発信の際の人権意識・モラルに関する教育と啓発活動を行うことが必要です。

インターネットを利用した差別や中傷の関心度について

■ かなりある ■ まあまあある ■ ふつう ■ あまりない ■ まったくない □ 無回答



インターネットによる人権侵害で特に問題があると思うことについて



施策の方向性

① 啓発の推進

ア. 個人のプライバシーや人権の尊重に関する正しい理解の促進を図ります。

② 関係機関との連携による対応

ア. インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ的確な対応に努めます。

(11) 性的指向、性自認を理由とする偏見や差別

現状および課題

性的マイノリティの人々は、周囲の偏見や差別、あるいは社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

国は、性的指向および性自認に関する理解の促進と、これらを理由とする偏見や差別の解消を図るため、2023（令和5）年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」を制定しました。この法律により、国および地方公共団体は、教育や啓発活動、相談体制の整備などを通じて、国民の理解を深めるための施策を講じています。

また、「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、性的指向や性自認（性同一性）に関する人権課題が重点項目として位置づけられ、学校教育や職場、地域社会における多様性理解の促進に向けた取り組みが進められています。さらに、性的マイノリティの人々に対する差別や偏見をなくすため、全国で人権啓発活動を展開し、相談体制の充実や関係機関との連携強化を図っています。

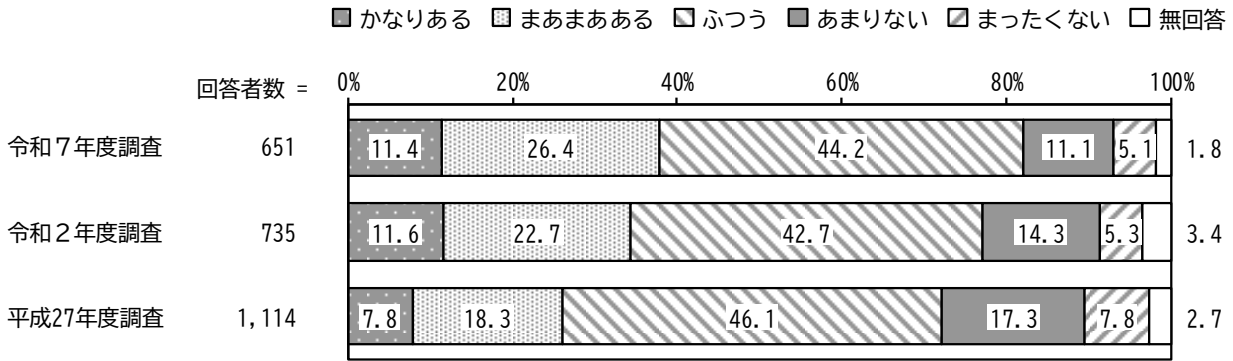
市民意識調査結果では、性的指向の異なる人への差別や偏見の関心度について、「まあまあある」と回答した割合が26.4%、「かなりある」と回答した割合が11.4%となっており、平成27年度調査以降、性的指向の異なる人への差別や偏見についての関心度は年々増加しています。性的指向・性的自認の異なる人の人権問題で特に問題があると思うことについて、「世間から好奇、誤解又は偏見の目で見られること」が42.1%と最も高く、次いで「性的異常者とみなされ嫌がらせを受けたり、蔑称で呼ばれるなど冷やかしの対象となること」が22.6%となっています。

また、性的指向・性自認の異なる人とみなされ嫌がらせを受けたことについて、「ある」と回答した人の割合が1.7%となっています。

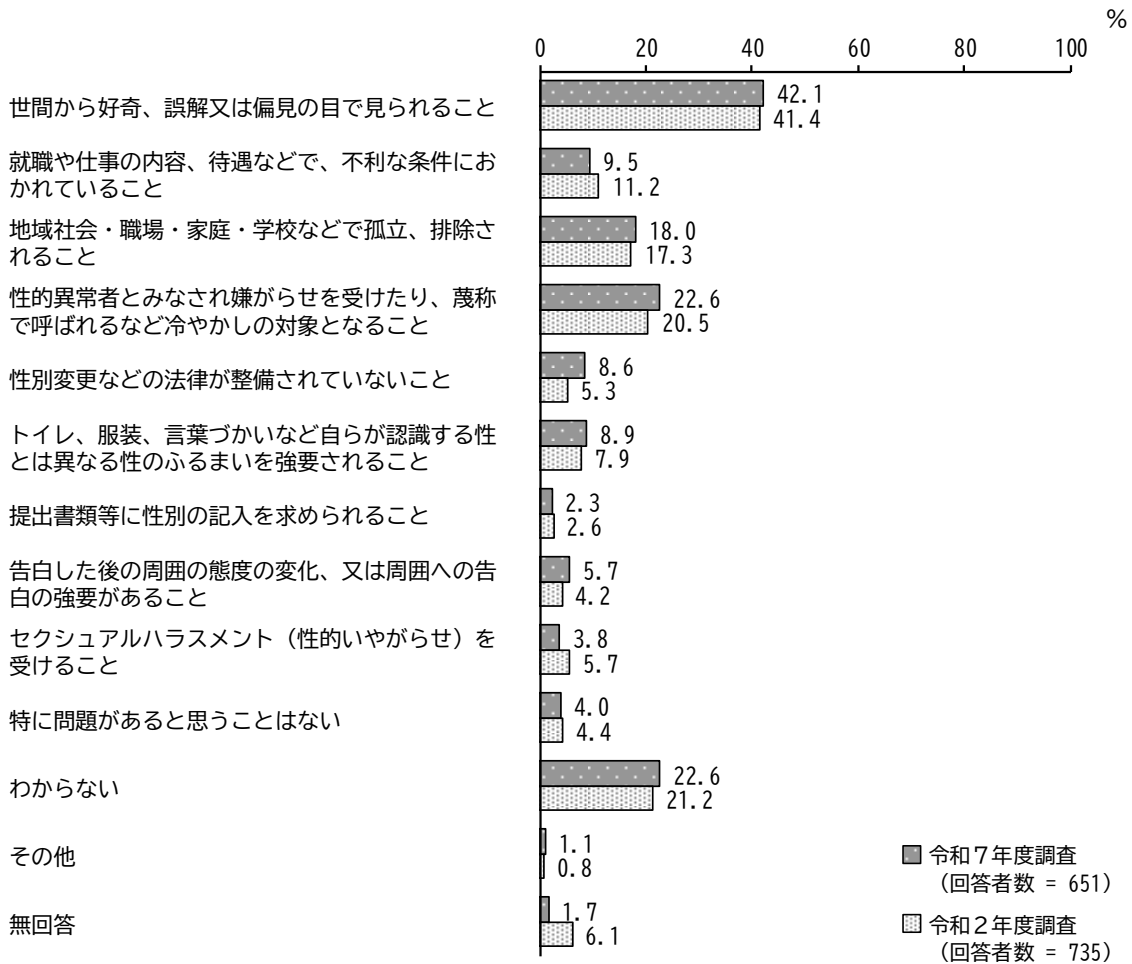
性的マイノリティの人々に対する性的指向や性自認を理由とする差別的取扱いについては、人権課題としての意識が醸成されてきてはいますが、依然として差別意識も残っており、生活におけるさまざまな面で多様な性のあり方を受け入れる社会をめざし、更なる啓発活動が求められています。

性的指向や性自認にかかわらず、すべての人が尊厳をもって安心して暮らせる社会にするためには、性的マイノリティに対する正しい知識の周知・啓発を進め、LGBTをはじめとする性的指向・性自認に対する理解を深めるための人権教育および人権啓発の促進が必要です。

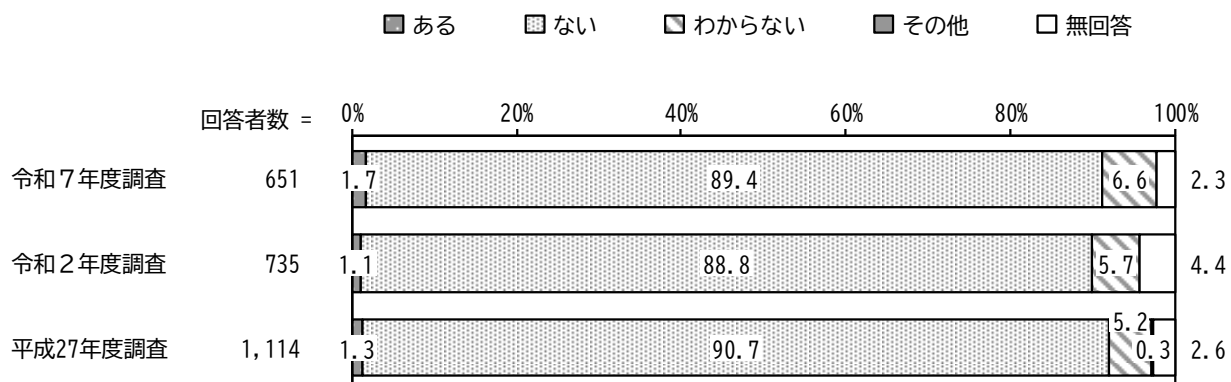
性的指向の異なる人への差別や偏見の関心度について



性的指向・性的自認の異なる人の人権問題で特に問題があると思うことについて



性的指向・性自認の異なる人とみなされ嫌がらせを受けたことについて



施策の方向性

① 啓発の推進

- ア. 性的指向や性自認に関する少数者が直面する問題を正しく理解し、多様性を認め、誤解や偏見、差別意識の解消を図るための啓発活動に努めます。また、「心の相談」において、性的指向や性自認を理由とした相談に対応しながら、偏見や差別の実態把握を進めます。
- イ. 性同一性障がいであって一定の条件を満たすものについては、性別の取り扱いの変更について審判を受けることができるようになりましたが、一方で性同一性障がい者に対する偏見や差別があります。性同一性障がいに対する偏見・差別をなくすため、正しい理解を深める啓発を推進します。また、「心の相談」において、性的指向や性自認を理由とする相談に対応しながら、偏見や差別の実態把握に努めます。

(12) 災害に伴う人権

現状および課題

東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などの大きな災害の発生時に、不確かな情報に基づいて他人を不当に扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなど、人権侵害が発生しました。

避難所におけるプライバシーの確保や、障がい者、女性、高齢者、外国人など、要配慮者への支援体制の重要性が改めて認識されました。こうした災害の経験を通じて、避難生活や仮設住宅における人権課題が顕在化し、特に福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の外部放出により、避難先での風評被害や差別的な取り扱いを受けるなど、深刻な人権侵害が発生しました。

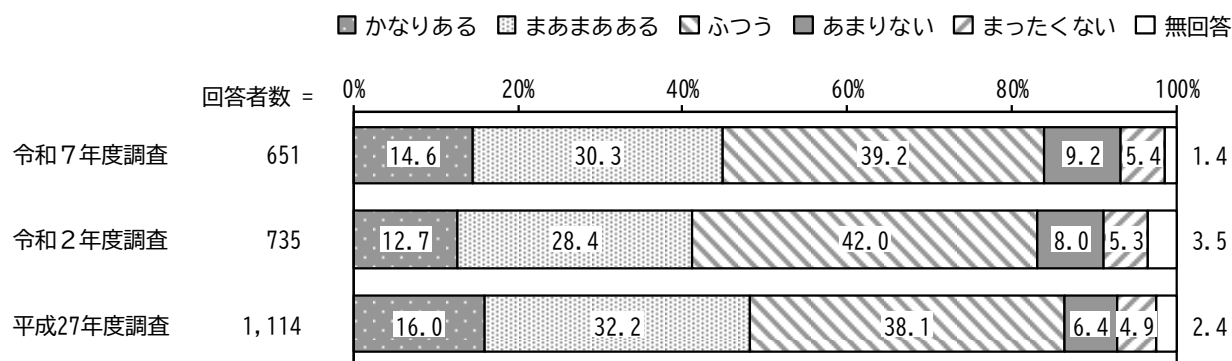
このような状況を受け、国では、「災害時における人権擁護活動実施要領」を策定し、被災地における人権相談や啓発活動を実施する体制を整備するとともに、「災害ケースマネジメント」の導入を進め、被災者一人ひとりの状況に応じた支援の充実を図っています。また、災害対策基本法や災害救助法に基づき、避難所運営におけるプライバシーの確保、要配慮者への個別支援、多言語による情報提供など、すべての人の人権を尊重した災害対応の推進が図られています。

市民意識調査結果では、災害に伴う人権問題について、「まあまあある」と回答した割合が30.3%、「かなりある」と回答した割合が14.6%となっており、災害や地震の発生により被害者に特に起きていると思う人権問題について、「避難生活の長期化によるストレスに伴ういさかいや虐待」が47.3%と最も高く、令和2年度調査以降5ポイント増加しています。次いで「差別的な言動をされること」が18.0%、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」が11.5%となっています。

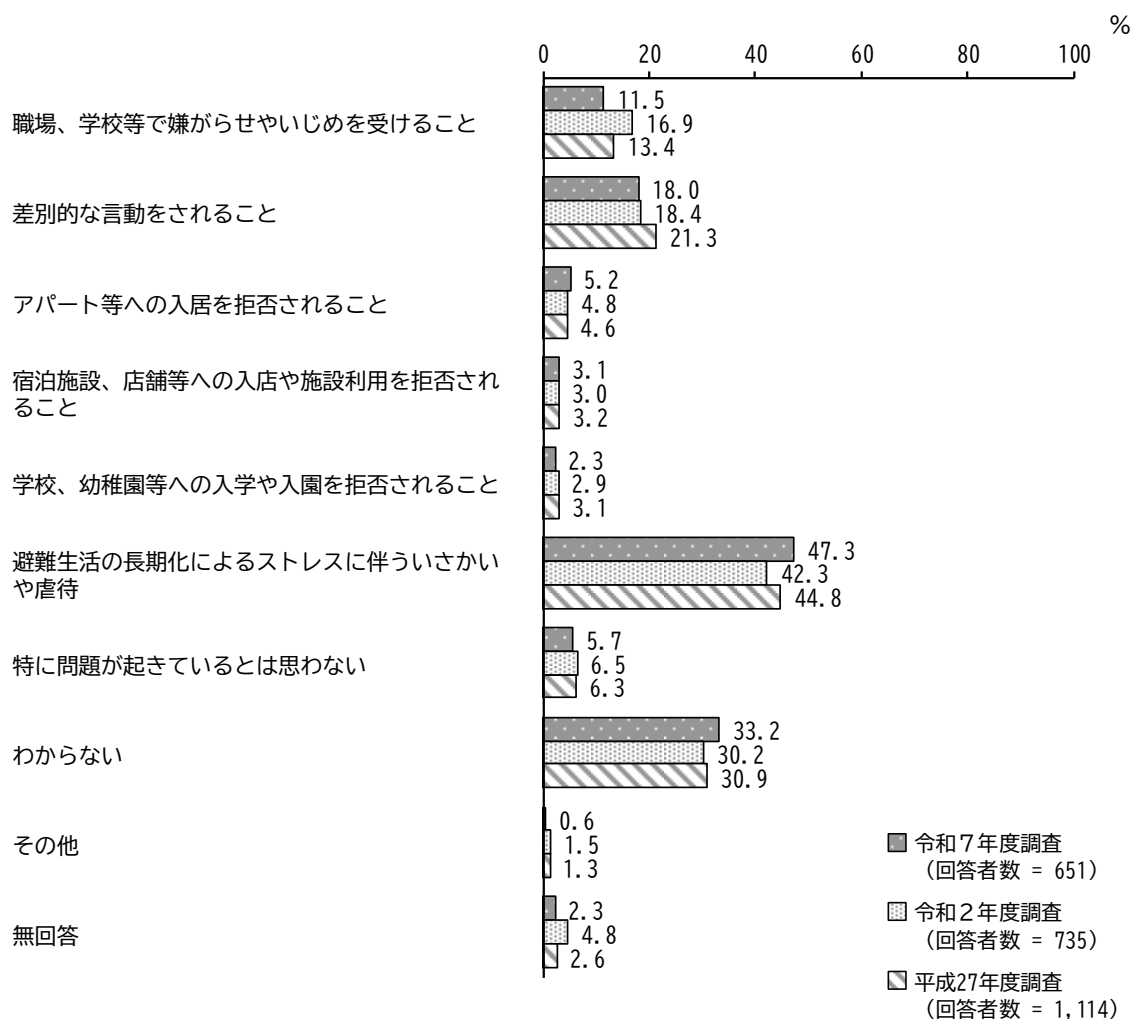
災害により避難生活を余儀なくされる場合、ストレスによるいさかいや虐待が懸念されることから被災者への心的なケアが重要となります。

一人ひとりが正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。

災害に伴う人権問題について



災害や地震の発生により被害者に特に起きていると思う人権問題について



施策の方向性

① 啓発の推進

- ア. 災害発生に伴う避難生活の長期化により生じるいさかいや虐待、差別的な言動などの人権問題を防止するため、一人ひとりが正しい知識を持ち、問題解決と思いやりの心を持つよう啓発を行います。また、岐阜県避難所運営ガイドラインの指針に基づき、適切に対応します。
- イ. 災害時避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、自助・共助の意識を高めて、一般の避難所において避難生活に支障を来たすおそれのある高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等の要配慮者等に配慮した地域コミュニティの中での活発な自主防災活動が行なわれるよう啓発に努めます。

(13) その他

現状および課題

職場におけるパワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、マタニティハラスメントなどの行為は、働く人々の尊厳を傷つけ、基本的人権を侵害する深刻な問題であり、就業環境の悪化や精神的・身体的被害をもたらす要因となっています。

こうした状況を受け、国では2019（令和元）年に「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定および職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」を改正し、「パワハラ防止法」を制定しました。これにより、事業主に対して職場におけるパワーハラスメント防止のための措置を講じることが義務づけられ、大企業、中小企業ではすでに適用されています。

また、「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、職場における人権課題が重点項目として位置づけられ、企業や労働者に対する啓発活動の推進、相談体制の整備、ハラスメントを許容しない職場風土の醸成などが進められています。

市民意識調査結果では、職場でのパワーハラスメントなどの人権問題の関心度について「まあまあある」と回答した割合が41.6%、「かなりある」と回答した割合が22.0%と高くなっています。

すべての働く人が安心して働くことのできる職場環境の実現に向けて、継続的な取り組みが求められています。

アイヌの人々は、北海道を中心に先住していた民族であり、固有の言語や伝統的な生活習慣など、独自の豊かな文化を育んできました。しかし、江戸時代の松前藩による支配や、明治期の北海道開拓に伴う同化政策により、伝統的な生活や生産手段を失い、長年にわたり他の人々との生活上の格差が存在し、結婚や就職等においても偏見や差別を受けてきました。また、アイヌ語を話す人々の高齢化が進み、民族固有の文化の継承が困難な状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、1997（平成9）年には「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及および啓発に関する法律」が制定され、アイヌ文化の振興と理解促進が図られてきました。さらに、2008（平成20）年には国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択され、国は「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、政策の見直しと強化が進められました。

そして、2019（令和元）年には、アイヌの人々を日本の「先住民族」と法的に明記し、誇りを持って生きることができるとする社会の実現を目的とした「アイヌ施策推進法（アイヌ民族をはじめとする多様な文化を有する国民が互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を推進するための法律）」が施行されました。この法律に基づき、アイヌ文化の振興、地域振興交付金の創設、観光や教育を通じた理解促進など、包括的な施策が推進されています。

市民意識調査結果では、アイヌの人たちへの差別や偏見の関心度について、「ふつう」と回答した割合が41.6%となっています。

現在もなお、結婚や就職等における差別や偏見の解消は重要な課題であり、引き続き、アイヌの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みが求められています。

2002（平成14）年、平壤で行われた日朝首脳会談において、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）は、長年否定していた日本人の拉致を初めて認め謝罪し、同年には5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国しました。その後、2004（平成16）年には、被害者の家族8人も帰国を果たしました。国は、これまでに拉致被害者として17人を公式に認定していますが、帰国が実現した5人を除く12人については、依然として北朝鮮当局から納得のいく説明がなされておらず、安否は不明のままとなっています。

こうした状況の中、国は拉致問題の解決を国の最重要課題の一つと位置づけ、引き続き全ての拉致被害者の一日も早い帰国の実現に向けて、全力で取り組んでいます。また、拉致問題に関する国民の理解と関心を深めるため、2006（平成18）年に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、毎年12月10日から16日を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、広報・啓発活動を実施しています。

この週間には、拉致問題対策本部、法務省、外務省など関係省庁が連携し、「拉致問題を考える国民の集い」の開催、ポスターやチラシの配布、メディアを通じた広報活動など、全国的な啓発活動が展開されています。

市民意識調査結果では、北朝鮮によって拉致された被害者の人権問題の関心度について、「まあまあある」と回答した割合が25.2%、「かなりある」と回答した割合が13.8%となっています。

地方公共団体や教育機関においても、拉致問題に関する理解促進のための取り組みが進められており、国民一人ひとりがこの問題を自らの課題として捉えることが求められています。

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪であり、基本的人権を著しく侵害する深刻な問題です。わが国では、2004（平成16）年から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催し、関係行政機関が緊密に連携しながら、「人身取引対策行動計画」および「人身取引対策行動計画2009」に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に取り組んできました。

その後、国際的な人身取引の情勢や国内外の課題の変化を踏まえ、2014（平成26）年には「人身取引対策行動計画2014」が犯罪対策閣僚会議において策定され、国では、より強力かつ包括的な対策が推進されてきました。

さらに、2021（令和3）年には、近年のデジタル技術の進展や外国人労働者の増加など新たな課題に対応するため、「人身取引対策行動計画2021」が策定されました。この計画では、①人身取引の防止、②被害者の保護と支援、③加害者の厳正な処罰、④国際的連携の強化、⑤関係機関の連携体制の強化などが重点的に掲げられています。

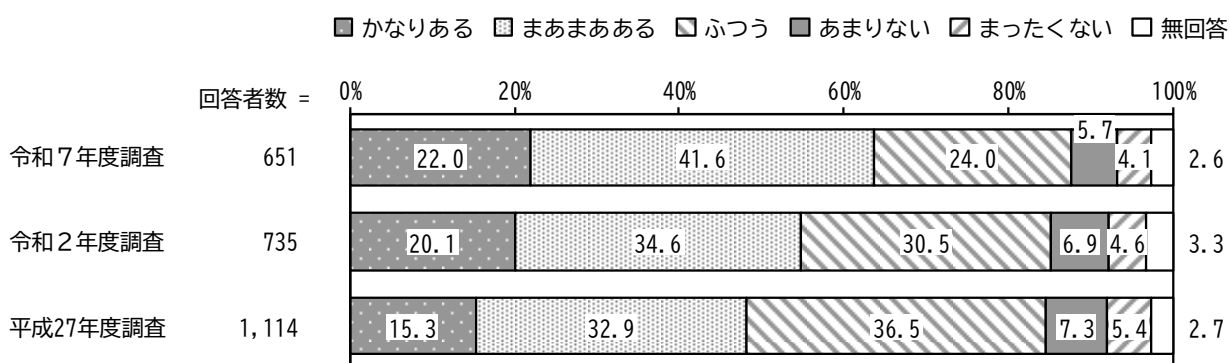
また、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」も随時開催され、国全体での総合的な対策の推進が図られています。

市民意識調査結果では、人身取引の被害者に対する人権問題の関心度について、「まあまあある」と回答した割合が23.8%、「かなりある」と回答した割合が14.9%となっています。

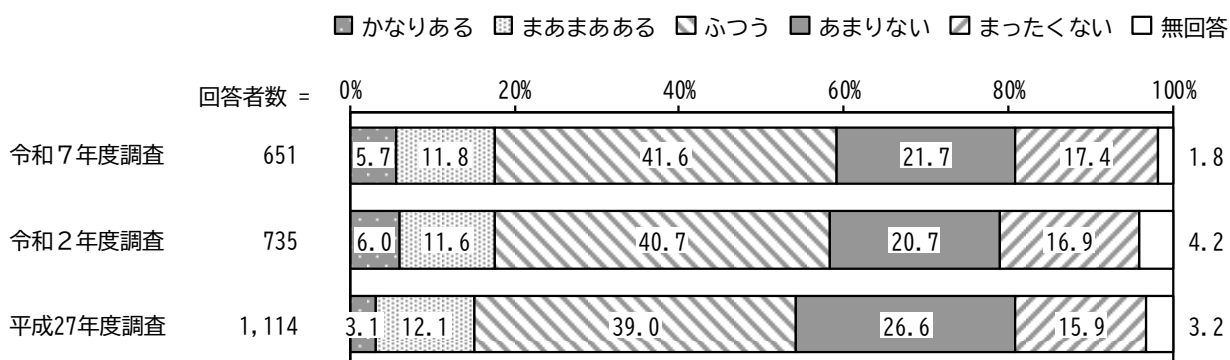
今後も、国内外の動向を注視しつつ、被害者の人権を最優先に考えた実効性ある対策が求められています。

2023（令和5）年に「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」が施行され、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。ゲノム情報（遺伝情報）に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活のさまざまな場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。引き続き、さまざまな人権問題について、対象となる人々に関する正しい知識の周知・啓発を進めるとともに、支援体制を充実させていくことが必要です。

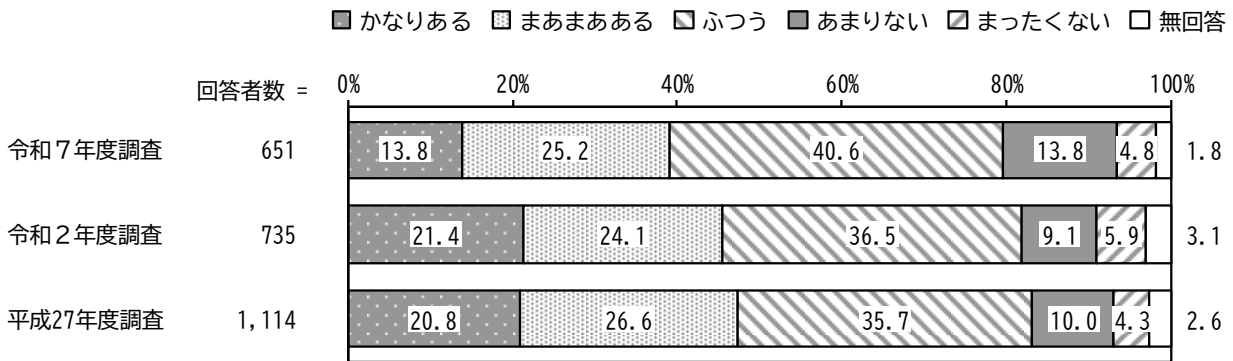
職場でのパワーハラスメントなどの人権問題の関心度について



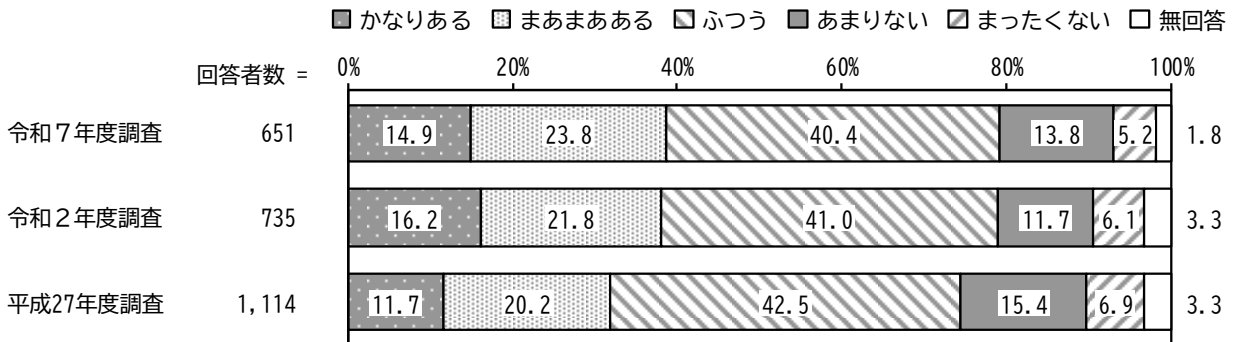
アイヌの人たちへの差別や偏見の関心度について



北朝鮮によって拉致された被害者の人権問題の関心度について



人身取引の被害者に対する人権問題の関心度について



施策の方向性

① 啓発の推進

- ア. アイヌの歴史や文化、生活習慣や現状等を正しく理解し、アイヌの人々に対する偏見や差別を解消していくための啓発活動の推進に努めます。
- イ. 北朝鮮当局による拉致問題の解決をはじめとする人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての市民の関心と認識を深めていくための啓発に努めます。
- ウ. 人身取引の被害について、岐阜地方法務局中津川支局や人権擁護委員協議会と連携し、啓発活動の推進に努めます。

第3章

施策の推進にあたって

1 施策の推進体制

(1) 総合的な施策の推進体制

現在の人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合い新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化しています。そのため、各分野に横断的に関係するなど個別的な対応では十分とは言えない課題も多くあり、その解決には行政のさまざまな部署の連携・協力が不可欠です。あらゆる行政分野の連携によって人権施策の効果的な推進に努めます。

(2) 市民との協働による施策の推進

市民が、人権を日常生活の問題として主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、企業・事業所などあらゆる場において、市民との協働により人権施策を推進します。

(3) 関係機関・団体との連携

人権施策を効果的に推進するためには、社会全体で取り組むという合意が必要です。市民や自治会、NPO、企業などの参加・参画を通じて、社会の連帯の力で人権施策を推進します。また、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国および県、近隣自治体との連携を図ります。さらに、東濃人権啓発活動地域ネットワーク協議会などの関係機関との情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。

(4) 職員の人権意識の向上

市職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多いため、職員の人権意識の向上が不可欠です。人権に関する取り組みは、人権担当課だけのものではなく、すべての部課で取り組むという意識を全職員に徹底させるため、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施します。

2 計画の進行管理

進捗状況については、定期的に行進管理を行い、その結果を施策の推進に反映します。また、新たに発生する人権課題などについても、注視し、すべての人々の人権を尊重し保障する視点に立ち、それぞれの問題の内容と実態に応じて適切に対応するよう努めます。

資料編

1 人権をめぐる動き

年号	国連関係	国内
1947(昭22)		<ul style="list-style-type: none"> ・「日本国憲法」施行 ・「教育基本法」施行 ・「労働基準法」施行
1948(昭23)	<ul style="list-style-type: none"> ・「世界人権宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童福祉法」施行 ・「民法」改正
1949(昭24)	<ul style="list-style-type: none"> ・「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約」採択 	
1950(昭25)		<ul style="list-style-type: none"> ・「身体障害者福祉法」施行 ・「精神衛生法」施行 ・「生活保護法」施行
1951(昭26)	<ul style="list-style-type: none"> ・「難民の地位に関する条約」採択 	
1952(昭27)	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人の参政権に関する条約」採択 	
1959(昭34)	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の権利宣言」採択 	
1965(昭40)	<ul style="list-style-type: none"> ・「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約)採択 	
1966(昭41)	<ul style="list-style-type: none"> ・「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」及びその「選択議定書」採択 	
1967(昭42)	<ul style="list-style-type: none"> ・「難民の地位に関する議定書」採択 	
1969(昭44)		<ul style="list-style-type: none"> ・「同和対策事業特別措置法」施行
1973(昭48)	<ul style="list-style-type: none"> ・「アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約」採択 	
1975(昭50)	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の権利に関する宣言」採択 	

年号	国連関係	国内
1979(昭54)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択	・「国際人権規約」締結
1981(昭56)	・「国連障害者の10年」(1983年～1992年)の決議を採択	・「難民の地位に関する条約」締結
1982(昭57)		・「地域改善対策特別措置法」施行
1984(昭59)	・「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」(拷問等禁止条約)採択	
1985(昭60)		・「男女雇用機会均等法」制定 ・「女子差別撤廃条約」締結
1987(昭62)		・「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(地对財特法)施行
1989(平成)	・「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)採択 ・「市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書」(死刑廃止)採択	
1990(平 2)	・「全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」採択	
1993(平 5)	・国連人権高等弁務官を新設、「世界の先住民の国際の10年を宣言	・「障害者基本法」施行
1994(平 6)	・「人権教育のための国連10年」を宣言	・「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)施行 ・「児童の権利に関する条約」締結
1995(平 7)	・「第4回世界女性会議」で「北京宣言及び行動綱領」採択	・「高齢社会対策基本法」施行 ・「人種差別撤廃条約」締結
1996(平 8)		・男女共同参画推進本部「男女共同参画2000年プラン」を決定

年号	国連関係	国内
1997(平9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「人権擁護施策推進法」施行 ・「地对財特法」の一部改正 ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）施行。「北海道旧土人保護法」廃止 ・『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画
1998(平10)		<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）一部改正 ・障害者雇用率（1.8%）の設定（「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）一部改正）
1999(平11)	<ul style="list-style-type: none"> ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神薄弱の用語の整理のための関係法律の一部を改正する法律」（精神薄弱者から知的障害者への用語改正）施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行 ・人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の統合的な推進に関する基本的事項について」答申 ・「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（児童買春、児童ポルノ禁止法）施行
2000(平12)	<ul style="list-style-type: none"> ・「児童の武力紛争への参加に関する児童の権利に関する条約選択議定書」 ・「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」採択 ・「女性2000年会議」で「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」採択 ・「平和と文化のための国際年」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「任意後見契約に関する法律」施行 ・「外国人登録法」改正（指紋押なつ制度の廃止） ・「民事法律扶助法」施行 ・「刑事訴訟法及び検察審査会法の一部を改正する法律」 ・「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」施行 ・「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）施行 ・「児童虐待防止法」施行 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）施行 ・「社会福祉事業法」から「社会福祉法」へ改正 ・「人権擁護推進審議会答申」（人権教育・啓発の在り方） ・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行 ・「男女共同参画基本計画」策定

年号	国連関係	国内
2001(平13)	<ul style="list-style-type: none"> ・「人種主義、人種差別、排外主義、不寛容に反対する動員の国際年」 ・「第2次植民地撤廃のための国際の10年」(2001～2010) ・「世界の子どもたちのための平和の文化と非暴力のための国際の10年」(2001～2010) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「雇用対策法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行 ・「新しい高齢社会対策要綱」策定 ・「人権擁護推進審議会答申」(人権救済制度の在り方) ・「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行 ・「改正犯罪被害者等給付金等に関する法律」施行 ・「改正アイヌ文化振興法」施行
2002(平14)		<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する基本計画」策定 ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」施行 ・「身体障害者補助犬法」施行 ・「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行
2003(平15)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際識字の10年」(2003～2012) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制に関する法律」施行 ・「個人情報の保護に関する法律」施行
2004(平16)	<ul style="list-style-type: none"> ・「奴隷制との闘争とその廃止を記念する国際年」 ・「人権教育のための世界プログラム」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正DV防止法」施行 ・「改正障害者基本法」施行 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正児童買春・児童ポルノ禁止法」施行 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」
2005(平17)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005～2014) ・「『命のための水』国際行動の10年」(2005～2015) ・「生命倫理と人権に関する世界宣言」ユネスコ総会で採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「犯罪被害者等基本法」施行 ・「発達障害者支援法」施行

年号	国連関係	国内
2006(平18)	<ul style="list-style-type: none"> ・「砂漠と砂漠化に関する国際年」 ・「人権理事会創設」決議 ・「強制失踪保護条約」人権理事会で採択 ・「障害者権利条約」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）施行 ・「高齢者虐待防止法」施行 ・「障害者自立支援法」施行 ・「自殺対策基本法」施行 ・「改正障害者雇用促進法」施行 ・「日本司法支援センター（法テラス）」業務開始 ・「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行
2007(平19)	<ul style="list-style-type: none"> ・「先住民族の権利に関する国連宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」施行
2008(平20)	<ul style="list-style-type: none"> ・第8回人権理事会において「ハンセン病差別撤廃決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正DV防止法」施行 ・「改正児童虐待防止法」施行 ・「改正児童福祉法」施行 ・「改正老人福祉法」施行
2009(平21)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際和解年」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正児童福祉法」施行 ・「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（青少年インターネット環境整備法）施行 ・「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
2010(平22)	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化の和解のための国際年」第65回国連総会本会議において「ハンセン病差別撤廃決議」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者育成支援推進法」施行
2011(平23)		<ul style="list-style-type: none"> ・「人権教育・啓発に関する基本計画」の一部変更
2012(平24)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正児童福祉法」施行 ・「改正ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行 ・「外国人登録法」廃止、「入管法」・「住民基本台帳法」改正 ・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）

年号	国連関係	国内
2013(平25)		<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」制定 ・「いじめ防止対策推進法」制定 ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(障害者優先調達推進法)施行 ・「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)へ改正
2014(平26)		<ul style="list-style-type: none"> ・「障害者の権利に関する条約」批准 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行 ・「改正児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」(児童買春・児童ポルノ禁止法施行、題名変更) ・「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(リベンジポルノ法)施行 ・「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行
2015(平27)	<ul style="list-style-type: none"> ・「国連持続可能な開発サミット」で「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」=SDGsが採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・子育て支援法」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)施行 ・「生活困窮者自立支援法」施行
2016(平28)		<ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)施行 ・「改正障害者雇用促進法」施行 ・「改正発達障害者支援法」施行 ・「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行 ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ハイトスピーチ解消法)施行 ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」施行 ・「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止法)施行 ・「部落差別の解消の推進に関する法律」(部落差別解消法)施行

年号	国連関係	国内
2017(平29)		<ul style="list-style-type: none"> ・「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」施行 ・「生活困窮者自立支援法」施行 ・新学習指導要領改訂（小・中学校で「特別の教科 道徳」の実施） ・「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」改正 ・「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」改正
2018(平30)		<ul style="list-style-type: none"> ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を決定 ・「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行
2019(令元)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連総会において、北朝鮮人権状況決議案が無投票で採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「SDGs 実施指針改定版」を策定 ・「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案」が成立 ・「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」施行 ・「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 ・「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」施行
2020(令 2)		<ul style="list-style-type: none"> ・「ビジネスと人権」に関する行動計画を策定 ・「女性活躍推進法等一部改正法」施行
2021(令 3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正 ・「第4次犯罪被害者等基本計画」策定

年号	国連関係	国内
2022(令 4)		<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立（施行は2024（令 6）年） ・「性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律」（AV出演被害防止・救済法）施行 ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）改正法施行 ・「こども基本法」成立（施行は2023（令5）年）
2023(令 5)		<ul style="list-style-type: none"> ・「こども基本法」施行 ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行 ・「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立
2024(令 6)		<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 ・「こども性暴力防止法」施行 ・「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」改正

2 関連法規等

日本国憲法（抄）

昭和21年11月 3日公布

昭和22年 5月 3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族の制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又

は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

(思想及び良心の自由)

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

第23条 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第10章 最高法規

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年12月10日

第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつば目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

3 用語解説

あ行

アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律

アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統およびアイヌ文化が置かれている状況にかんがみ、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及および啓発を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とした法律です。(平成9年7月施行)

アジェンダ

会議や政策立案などにおいて、議題や行動計画、進行順序などを体系的にまとめた一覧表や文書のこと。

いじめ防止対策推進法

学校内にいじめ防止に必要な組織を作ることや、いじめた子への懲戒、出席停止措置などが盛り込まれた、いじめの防止、早期発見、対処を目的とした法律です。(平成25年9月施行)

H I V

ヒト免疫不全ウイルス。H I Vは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳の中に存在し、性行為、母子感染、注射器の使いまわしなどの血液感染によって感染します。免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして、免疫力が低下するとさまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなります。

H I V感染者

ヒトの免疫不全ウイルス（H I V）によって起こる疾患で、正確には「後天性免疫不全症候群」といいます。また、H I V感染者とは、H I Vの感染が抗体検査等により確認されているが、エイズに特徴的な指標疾患であるカリニ肺炎等を発症していない状態の人を指します。

S D G s

Sustainable Development Goalsの略。国連で定められた持続可能な開発目標であり、全ての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための青写真のこと。

ADHD（注意欠陥・多動性障がい）

発達年齢に見合わない多動・衝動性、あるいは不注意、またはその両方の症状が、7歳までに現れます。学童期のこどもには3～7%存在し、男性は女性より数倍多いと報告されています。

L D（学習障がい）

1999（平成11）年7月の文部省（文部科学省）調査研究協力者会議の報告書では、「学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態をさします。学習障がいは、その原因として中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや環境的な要因が直接の原因となるものではない」と定義されています。

えせ同和行為

あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下にさまざまな不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。

えせ同和行為は、これまで同和問題の解決に真摯に取り組んできた人々や同和関係者に対するイメージを損ねるばかりでなく、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然たる態度で対処することが望まれます。

NPO

Non-Profit Organizationの略で、「民間非営利組織」という意味です。株式会社などと違って営利を目的としない団体ということですが、たいていの場合は「社会的な課題」を自ら解決しようと活動する市民グループを指しています。

1998（平成10）年には、「任意団体」に「法人格」を与え、NPOの活動を側面から支援することを目的とした特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されています。

LGBT

レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をまとめたもので、セクシュアル・マイノリティの総称の一つ。

エンパワーメント

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、およびそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくことをいいます。

か行

介護保険

40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときに、費用の一部を支払い、介護サービスを利用する制度。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間

北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、2006（平成18）年6月に、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国および地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から12月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。

岐阜県人権啓発センター

2000（平成12）年4月に、女性・子ども・高齢者・障がい者・同和問題・外国人等の人権に関する問題の解決を図るため設置されたもので、総合的かつ効果的に県民の人権意識の高揚を推進するための各種啓発活動を行っています。

基本的人権

単に人間であるということに基づいて、生まれながらにして持っている普遍的権利。

ゲノム情報

生物が持つすべての遺伝情報を指し、DNAに記録された遺伝子やその調節領域のこと。「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律（令和5年6月施行）」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とした法律です。（平成18年4月施行）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

高齢者・障がい者・妊婦・傷病者などが移動したり公共施設などを利用する際の利便性・安全性を向上させるために、公共交通機関・施設および広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めた法律です。（平成18年12月施行）

国際人権規約

国際人権規約は、世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又は国際人権A規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又は国際人権B規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効しました。わが国は、①および②の2つの規約について、1979（昭和54）年6月に締結しています。

国連持続可能な開発のための教育の10年

国連において、2005（平成17）年から2014（平成26）年までを「国連持続可能な開発のための教育の10年」とし、ユネスコが関連国連機関等と協力して、国際実施計画案が策定されました。環境問題だけでなく、貧困や戦争、開発やジェンダー等が複雑に絡み合っている問題に向きあい、解決していく力を育む「持続可能な社会」の実現を目的としています。

固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「男の役割、女の役割」を幼い頃から「男らしさ・女らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識をいいます。

子ども・子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」、②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」、③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」の3つの法律を指します。

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別のこと。現在は性的少数者を含む性の多様性なども重要な研究対象となっている。国際社会では「ジェンダー平等」が重要な政策課題とされ、国連が2030（令和12）年までの実現を目指す「持続可能な開発目標(SDGs)」にも盛り込まれている。

ジェンダーアイデンティティ

自身が「男性である」「女性である」「いずれにも当てはまらない」など自身の性別に関する意識や感覚のこと。

児童虐待防止法

児童虐待が児童の心身の成長および人格の形成に重大な影響を与えることにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の防止に関する国および地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とした法律です。（平成12年11月施行）

児童の権利に関する条約

1989（平成元）年に国連で採択され、①児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障がい、出生または他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する、②児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別または処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとることが盛り込まれています。わが国は、1994（平成6）年4月に締結しています。

児童福祉法

児童の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設および事業に関する基本原則を規定した法律です。その中には、①児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない、②すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない、③国および地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うことが盛り込まれています。（昭和22年12月制定）

自閉症

自閉症は「1. 対人関係の障がい」「2. コミュニケーションの障がい」「3. パターン化した興味や活動」の3つの特徴を持つ障がいで、生後まもなくから明らかになります。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障がいという呼び方もされています。自閉症の人びとの半数以上は知的障がいを伴い、症状が重い人では合併が多くなります。残りの約3割は知能には遅れない、高機能自閉症と呼ばれる人びとです。言語を獲得して学業成績がよい場合もありますが、人との会話は苦手です。児童期・青年期には注意欠陥・多動性障がい（ADHD）、学習障がい（LD）、てんかんを合併しやすいことが知られています。

障害者虐待防止法

障がい者虐待の防止や虐待を受けた障がい者の保護等を図るための法律です。障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められており、市町村には障がい者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障害者虐待防止センターの機能が求められています。（平成24年10月施行）

障害者基本法

身体障がい、知的障がい又は精神障がい（発達障がいを含む）、その他の心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人の自立と社会・経済・文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律です。（昭和45年5月制定）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律で、障がい者（児）の有する能力および適性に応じて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付の対象者、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた障害者自立支援法から法律名が変更となったものです。障がい者の定義に難病等の追加や障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの見直しを行っています。（平成25年4月一部施行、平成26年4月一部施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律です。全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としています。（平成25年6月制定）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、施行から10年間の時限立法となっています。従業員101人以上の一般事業主及び全ての特定事業主（国・地方公共団体）は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられています。（平成27年8月制定）

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権の擁護に資することを目的に、人権教育・啓発の推進に係る国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた法律です。（平成12年12月施行）

心理的差別

同和対策審議会答申によると心理的差別とは「人々の観念や意識のうちに潜在化する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する」とあります。同和地区出身であることを理由に結婚を反対することや、インターネット上で部落の地名を掲載したり、差別や偏見を助長する書き込みをしたりすること、特定の集団や所属を指し、侮蔑的な意味を込めて蔑称用語で表すことです。また、社会構造が結果的に差別につながっていることがあります。法的社会的な嫡出子と婚外子の取り扱いの差異や、道路や建物、交通機関、設備の構造上の障壁（バリア）などです。

スクールカウンセラー

1960年代からいじめによる自殺や不登校が社会問題化して、1990（平成2）年には不登校の数は5万人に近くまで増加しており、「スクールカウンセラー活用調査研究委託事業」が開始された1995（平成7）年には8万人を越えていました。このようないじめや不登校などの児童・生徒問題の対策として、学校内のカウンセリング機能の充実をはかるために公立学校に配置されているものです。

スクールソーシャルワーカー

こどもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のことです。原則、社会福祉士か精神保健福祉士などの資格が必要ですが、教員OBもいます。非常勤で教育委員会などに配置され、派遣されるケースが多いです。

ストーカー行為

同一の者に対して、一方的に好意を寄せたり、交際を断られて恨みを持つなど、好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情を前提として行われる行為で、つきまとい等、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害し、不安を覚えさせるような行為を反復することをいいます。

ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）

執拗(しつよう)な「つきまとい等」のストーカー行為を規制し、処罰する法律で、被害者への援助等の内容も盛り込まれています。(平成12年5月施行)

生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律です。就労など自立に関する相談や、住居の確保に必要な費用の給付などを行います。(平成27年4月施行)

性的指向

人の性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念です。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシャル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシャル)、男女両方に向う両性愛(バイセクシャル)などがあります。

性的マイノリティ

いわゆるLGBTなど、さまざまな性のあり方の中で少数の立場にある人。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

(青少年インターネット環境整備法)

18歳未満の青少年が安全にインターネットを利用できるよう、携帯事業者へのフィルタリング設定義務や、販売時の仕様確認を定めた法律です。(平成21年4月施行)

性同一性障がい

性別に関する自我同一性(アイデンティティ)に何らかの障がいがあるというのが直接の意味です。身体的な性別と精神的な性別の自覚が一致せず、現在置かれた性別と、それに伴う社会的な性別役割に強い違和感を抱く症候ともいえます。世界保健機関(WHO)などによる基準では、「身体的性別とは反対の性別への、持続する精神的同一感」などとも説明されています。肉体は男性で、したがって戸籍上も男性だが、女性として生きることを望む人、逆に身体は女性でも、男性として生活したい人に関する症状をいいます。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

性同一性障がい者のうち特定の条件を満たす者に対して、家庭裁判所の審判を経ることによって法令上の性別の取り扱いを性自認に合致するものに変更することを認め、戸籍上の性別記載を変更できるものとした法律です。(平成16年7月施行)

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要がある場合であっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度をいいます。

世界人権宣言

1948（昭和23）年12月の国連総会において採択された国際的な人権宣言をいいます。市民的・政治的自由のほか経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めています。

なお、採択された12月10日は、「人権デー」とされ、わが国では、12月4日から12月10日までの1週間を「人権週間」として定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反する性的嫌がらせをさす言葉。略称「セクハラ」と呼ばれています。例えば、職場において、上司が労働者の胸などを触る性的な行為を拒否されたため、労働者に不利益な配置転換を行うことや、職場にヌードポスターを掲示しているため、労働者が苦痛を感じて業務に専念できないことなどがあります。また、男性が女性に対して行う言動のみならず、男性が男性に、女性が女性に、あるいは女性が女性に対して行う言動も含まれます。

た行

男女共同参画社会基本法

男女が互いに人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の日本社会の最重要課題とし、その基本理念と施策の方向を定めた法律です。（平成11年6月施行）

同和対策事業特別措置法

すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域について国および地方公共団体が協力して行なう同和対策事業の目的を明らかにするとともに、この目標を達成するために必要な特別の措置を講ずることにより、対象地域における経済力の培養、住民の生活の安定および福祉の向上等に寄与することを目的とした法律です。（昭和44年7月施行）

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 （プロバイダ責任制限法）

特定電気通信（不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信の送信）による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者（特定電気通信設備（特定電気通信の用に供される電気通信設備）を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者）の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示を請求する権利につき定める法律です。（平成14年5月施行）

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

二次的被害

事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調や捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスや不安感などによる被害のことです。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施主体となり、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。援助の内容は福祉サービスの利用援助、苦情解決制度の利用援助、住宅改造、居住家屋の貸借、日常生活上の消費契約および住民票の届出等の行政手続に関する援助等となっています。

認知症

成人後に、脳に損傷を受けることによって認知機能が低下する状態です。脳血管障害、脳外傷、変性疾患、アルコール中毒などが原因で起こります。原因疾患からアルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症などに分類されます。

ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など、社会的に不利を負いやすい人たちを施設などに隔離せず、あるがままの姿で同等の権利を享受し、生活することが当然とする考え方をいいます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

配偶者や恋人による暴力を防止することを目的とした法律です。被害者の申し立てにより、必要なら加害者に被害者への接近禁止や住宅からの退去などの「保護命令」が出ます。（平成13年10月一部施行、平成25年一部改正）

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）、その他これに類する脳機能の障がいといった発達障がいのある人の援助などについて定めた法律です。発達障がいへの理解促進、生活全般にわたる支援の促進、関係部局の連携などがねらいとして示されています。（平成17年4月施行）

ハラスメント

嫌がらせやいじめのこと。嫌がらせやいじめをする側とされる側が特定の関係性にあるセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメント、アカデミックハラスメント等があります。

※アカデミックハラスメントは研究・教育上の権限または学術組織での職場権限を乱用して、研究活動、教育指導、又は業務上の妨害、嫌がらせを行ったり、不利益を与えること。略称は「アカハラ」。

バリアフリー

もともとは建築用語で、建物内の段差解消等物理的障壁の除去という意味ですが、より広く、障

がい者や高齢者等の社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

パワーハラスメント

職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせをさす言葉。略称「パワハラ」と呼ばれています。本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えることをいいます。うつ病などのメンタルヘルス不調の原因となることもあります。

犯罪被害者等基本法

犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした法律です。（平成17年4月施行）

ハンセン病

1873（明治6）年にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療方法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

振り込め詐欺

「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」を総称したものを「振り込め詐欺」といいます。振り込め詐欺は家族を心配する心を逆手に取る悪質な犯罪で、家族や警察官、弁護士になりすましたり、架空の債権を請求したりするものです。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）

全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落問題の解消に向けた取り組みを推進し、その解消のための施策として、基本理念を定め、国および地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを定めた法律です。（平成28年12月施行）

ハイトスピーチ

特定の個人や集団、団体等の人種、宗教、民族文化、性別・性的指向等を差別的な意図をもって貶める言動。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みについて、基本理念を定め、国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め推進することを目的に努めることを定めた法律です。（平成28年6月施行）

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス支援法）

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とした法律です。（平成14年8月施行）

ボランティア活動

自発的に（自発性・主体性の原則）、他者や社会のために（社会性・連帯性の原則）、金銭的な利益を第一に求めない（無給性・無償性の原則）活動のことです。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体、国籍など人々が持つさまざまな特性の違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすいように配慮して、施設、建物、製品、環境、行事等をデザイン（計画・実施）していこうとする考え方をいいます。

ら行

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

国・自治体の責務、12月10日から12月16日までの「北朝鮮人権侵害啓発週間」の制定、拉致被害者帰国に向けた最大限の努力を規定し、政府が国際連携して取り組むことを定めた法律です。（平成18年6月施行）

わ行

ワークライフバランス

仕事上の責任を果たしつつ、家庭、趣味、自己啓発などの個人生活も充実させ、好循環を生み出している状態。

第4次中津川市人権施策推進指針

発行：令和8年3月

発行者：中津川市

編集：市民部市民保険課

TEL 0573-66-1111（代）

人権に対する意識を高め、 お互いを尊重し、
人権を大切にするまち